

令和元年12月第107回内子町議会定例会会議録（第1日）

- 招集年月日 令和元年12月5日（木）
 ○開会年月日 令和元年12月5日（木）
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 大西啓介君 | 2番 関根律之君 |
| 3番 向井一富君 | 4番 久保美博君 |
| 5番 森永和夫君 | 6番 菊地幸雄君 |
| 7番 泉浩壽君 | 8番 大木雄君 |
| 9番 山本徹君 | 10番 才野俊夫君 |
| 11番 下野安彦君 | 12番 林博君 |
| 13番 山崎正史君 | 14番 寺岡保君 |
| 15番 中田厚寛君 | |

- 欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

- | | |
|------------------|----------------|
| 町長 稲本隆壽君 | 副町長 小野植正久君 |
| 総務課長 山岡敦君 | 住民課長 二宮善徳君 |
| 税務課長 吉川博徳君 | 保健福祉課長 曾根岡伸也君 |
| 会計管理者 稲葉勉君 | 建設デザイン課長 正岡和猶君 |
| 町並・地域振興課課長 林慎一郎君 | 産業振興課長 入海孝君 |
| 小田支所長 大森豊茂君 | 環境政策室長 中嶋優治君 |
| 政策調整班長 畑野亮一君 | 上下水道対策班長 上石富一君 |
| 危機管理班長 松岡裕樹君 | |
| 教育長 山岡晋君 | 学校教育課長 泉邦彦君 |
| 自治・学習課長 黒澤賢治君 | |
| 代表監査委員 赤穂英一君 | 農業委員会会長 堀本健二君 |

○出席した事務局職員の職氏名

- 事務局長 林純司君 書記 和氣啓介君

○議事日程（第14号）

令和元年12月5日（木）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告
 日程第 3 議長諸般の報告

日程第 4 招集あいさつ及び行政報告

日程第 5 平成31年度定例監査の結果に関する報告

日程第 6 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6

午前10時00分 開会

○議長（森永和夫君） ただ今から、令和元年12月第107回内子町議会定例会を開会いたします。本定例会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長、代表監査委員及び農業委員会会長の出席を求めています。また、説明員として 出席通知のありました者は、副町長及び各課長・班長等の16名であります。

これより、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（森永和夫君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、6番、菊地 幸雄議員。7番、泉 浩壽議員を指名します。

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（森永和夫君） 日程第2 会期決定の件及び議事日程通告のうち「会期決定の件」を議題とします。本定例会の会期は、去る11月28日開催の議会運営委員会において協議され、本日から13日までの9日間としております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月13日までの9日間に決定しました。

なお、本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第14号のとおりであります。

日程第 3 議長諸般の報告

○議長（森永和夫君） 「日程第3 議長諸般の報告」をします。

議長としての報告事項は、お手元に配布しているとおりであります。ご覧いただいたことと思います。これをもって、「諸般の報告」を終わります。

日程第 4 招集あいさつ及び行政報告

○議長（森永和夫君） 「日程第4 招集あいさつ及び行政報告」を町長より受けることに致します。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） みなさん、おはようございます。本日、ここに令和元年12月内子町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会に、町長として提出いたします案件は条例の制定が6件、条例の一部改正が3件、条例の廃止が1件、計画の策定が1件、補正予算4件、人事案件4件の合計19件でございます。それぞれの案件につきましては、その都度、ご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。さて、現在、第32次地方制度調査会の議論が進んでおります。地方制度調査会は、地方制度調査会法に基づくもので、その目的は「日本国憲法の基本理念を十分に具現するように現行地方制度に全般的な検討を加えることを目的とする」とされています。この調査会の議論は、地方自治法の改正に大きく影響するものですが、第32次を迎える今回の議論には、事前に総務省が設置した自治体戦略2040構想研究会の報告が色濃く反映されているようです。この報告は、2040年頃にかけて迫りくる我が国の内政上の危機とその対応について述べるとともに、新たな自治体行政の基本的考え方を示しています。その中で、新たな自治体と各府省の施策（アプリケーション）の機能が最大限発揮できるようにするための自治体行政（OS）の書き換えを大胆に構想する必要があるとして「圏域マネジメントと二層化の柔軟化」を目指した自治体間連携制度の再構築を打ち出しております。具体的には、圏域単位での行政をスタンダードにし、圏域単位で行政を進めることについて真正面から認める法律上の枠組みを設けることや、都道府県・市町村の二層制を柔軟化し、核となる都市がない地域では都道府県が市町村の補完・支援に本格的に乗り出すことなどが提言されています。これに対し、第32次地方制度調査会の委員に選任されている全国町村会の荒木泰臣会長は「自治体戦略2040構想研究会にいう圏域行政の推進は、周縁部町村の自立とは反対に、町村を衰退させ、消滅させかねない危険性をはらんでいる。憲法が保障する『住民自治』、『団体自治』の観点からも極めて問題があり、断じて容認できるものではない」と発言され、強い懸念を示されています。また、内子町にもなじみの深い東京大学名誉教授の大森彌先生は『『圏域』に組み込まれる市町村は、自治権の一部の放棄を余儀なくされるだろう』と述べられており、今後法制化が進むと、我々地方自治体に大きな影響を及ぼすことが予想されます。そもそも、2040年頃にかけて迫りくる我が国の内政上の危機とは、2040年頃に高齢者人口がピークを迎えることや、総人口が毎年100万人近く減少することを想定しています。しかし、都市部に先行して高齢化が進み、人口減少が進んでいる内子町ですが、過疎化が進む山村部でも、地域住民が移住者や外部の人たちと連携して生き生きと暮らし、意欲的に地域づくりを進めている事例は少なくありません。我が国の内政上の危機という前提が適当なものなのか、またそれを理由に、現在の自治体行政の基本システムを大胆に書き換える必要性が本当にあるのか。「平成の大合併の再来」とも言われる新たな圏域制度の推進に対し、内子町としても、機会を通して発言していくとともに、今後の成り行きを注視していきたいと思っております。なお、このことに関しましては、11月27日に開催された全国町村長大会において、町村の自治権を大きく損なう恐れのある圏域行政の推進については、断固反対する特別決議が採択されましたのでお知らせいたします。

さて、今年の秋も町内各地で、伝統的なお祭りや様々なイベントが開催されました。11月2日から4日にかけては、小田地区において「公開企画展 記憶の中の旧二宮邸」が開催され、私も見学させていただきました。この企画展は、町が寄贈を受けた旧二宮邸を会場に、愛媛大学社会共創学部井口梓准教授の研究室が主催したもので、3日間で約450人が来場されるなど、大きな反響がありました。会場には、小田の林業振興に貢献された二宮幸巳氏の業績や、森林鉄道に関する記録などとともに、井口研究室が2017年から収集した古い写真や、住民への聞き取り調査の成果などがパネルにまとめてあり、興味深く拝見させていただきました。当日は、かつての二宮製材所や営林署で働いていた方も来場され、当時を懐かしく振り返られていました。また、建物をご寄贈いただいた二宮和也氏にもお越しいただいたと聞いております。来場者からは定期的に建物を開放して見学できるようにしてほしいといったご意見もいただきました。今後の活用につきましては、現地で活動する地域おこし協力隊員を中心に、関係者で検討を進めています。他の施設や商店街との連携も視野に活用について考えていきたいと思っております。それでは、当面いたしております事務事業等についてご報告申し上げます。ご報告致します内容は、内子町消防団の令和元年度防災功労者内閣総理大臣表彰について、第8回内子町伝統芸能まつり及び宜野座村との文化交流事業について、ぽこぽこクラブ×劇団オーガンス内子座特別公演について、第15回内子町音楽発表会と上杉誠一氏への感謝状贈呈式について、最後に高畑誠一特別企画展&シンポジウムの開催についてでございます。

最初に、内子町消防団の令和元年度防災功労者内閣総理大臣賞受賞についてご報告致します。今年度の防災功労者内閣総理大臣表彰に、内子町消防団が選ばれ、9月20日にその表彰式が総理大臣官邸において開催されました。この表彰は、災害時における人命救助や、被害の拡大防止等の防災活動の実施などで貢献し、特にその功績が顕著であると認められる個人・団体に贈られるもので、内子町消防団にとりましては、平成31年2月の水防功労者国土交通大臣表彰に続いての表彰となりました。今回の表彰は、平成30年7月豪雨災害の水防活動が評価されたもので、住民の避難誘導など、人命の安全確保と被害軽減への多大な貢献に対し、町といたしましても心より敬意を表すものであります。日頃の活動に対し感謝申し上げますとともに、今後も地域社会の安全・安心のためご尽力いただきますことを願っています。

次に、第8回内子町伝統芸能まつり及び宜野座村との文化交流事業についてご報告致します。内子町では、地域に伝わる伝統芸能を広く公開し、その価値の再認識や維持継承につなげていくことを目的に、平成24年度から「内子町伝統芸能まつり」を開催しております。本年度は、10月22日に内子座で第8回となる公演を行いました。今回は初の試みとして、「子どもまつり」と称し、子どもたちが中心となって活躍する団体に限って出演していただきました。町内からは内子高等学校郷土芸能部と大瀬の大久保獅子舞保存会、また、県外から大分県津久見市の下青江神社子供神楽保存会、由布市の庄内子供神楽愛好会、徳島県立城西高等学校阿波踊り部の皆さんにご出演いただきました。日頃の練習の成果を披露していただきました。いずれの団体も、熱意をもって懸命に演じていただきましたが、中には子どもとは思えないような迫力のある演技もあり、会場からは大きな拍手が送られていました。さらに公演中は、楽屋などで出演者同士の交流もあり、互いに刺激を受け合う充実した機会になったことと思っております。また大久保獅子舞保存会の皆さんには、姉妹町村である沖縄県宜野座村との文化交流事業にもご参加いただき、11月3

0日から12月2日にかけて同村を訪問し、村の文化祭で獅子舞を披露していただきました。この交流事業は平成26年度にスタートし、1年ごとに互いの町村を訪問して伝統芸能を披露することで、文化の理解や住民交流の深化を図っています。滞在中は、眞淳村長をはじめ、村議会議員の皆さま、昨年度ご来町いただいた松田区芸能団の皆さまなど、大勢の村民の皆さまに温かくお迎えいただき、両町村の絆を強めることができました。これからも、さまざまな活動を通して、他市町の取り組みからも広く情報を得ながら、町内の伝統芸能の維持継承に努めてまいりたいと考えております。

次に、ぽこぽこクラブ×劇団オーガンス内子座特別公演についてご報告致します。内子町は文化芸術振興の面で、町内滞在型の舞台・芸術の誘致に取り組んでおり、今年度は愛媛県出身の劇作家であり演出家でもある鴻上尚史さんが主宰する劇団「虚構の劇団」の俳優が中心となり旗揚げした演劇グループ「ぽこぽこクラブ」と、地元の劇団オーガンスがタッグを組み、演劇公演を創り上げていただきました。ぽこぽこクラブの皆さんには、10月15日から本公演の11月10日まで内子町に滞在していただき、内子座の新たな魅力の発掘や見せ方の工夫などを盛り込んだ演劇を創造していただいたほか、町内の小学校でワークショップを開催していただき、子どもたちに表現する楽しさを教えていただきました。当日は、県外からのお客さまや小学校のワークショップを通してファンになった小学生など、2回公演で合計530人の方にお越しいただきました。今回の公演には、二つの劇団だけでなく、内子町と包括協定を結んでいる四国学院大学の学生さんや、一般公募に応募された皆さんも参加されました。大道具の製作などには、「内子手しごとの会」の皆さんも協力するなど、多くの人々の力が結集した公演となりました。今後も引き続き町内滞在型の舞台・芸術の誘致を進め、内子発の芸術振興に努めたいと思います。

次に、第15回内子町音楽発表会と上杉誠一氏への感謝状贈呈式についてご報告いたします。11月6日、文化交流センタースパルを会場に、第15回内子町音楽発表会が開催されました。この発表会は、町内全ての小学校、中学校が参加するもので、児童・生徒、保護者など約500人が参加しました。発表会では、学校の規模に関わらず、それぞれの学校が個性や特色を活かした素晴らしい合唱や合奏を発表してくれました。子どもたちの純粋な歌声や伸びやかな楽器の音色が心を打つ素晴らしい発表会でした。また、本年度は上杉誠一氏をお招きし、長年にわたる幼稚園、小・中学校の図書購入へのご寄付に対して、感謝状を贈呈させていただきました。上杉氏には、図書購入費のほかに、内子中学校と五十崎中学校の吹奏楽部へもご寄付もいただいております。生徒の皆さんは、寄付金で購入させていただいた新しい楽器で日々練習を重ねています。その成果もありまして、今年度の全日本吹奏楽コンクール愛媛県大会中学校B部門では、内子中学校吹奏楽部が金賞を受賞いたしました。上杉氏のご支援に感謝するとともに、今後も子どもたちの成長を支え、感性豊かな子どもを育む環境の整備に取り組んでいきたいと考えています。

最後に、高畑誠一特別展とシンポジウムの開催についてご報告致します。内子自治センターでは、内子町出身で大正時代に鈴木商店ロンドン支店長として活躍し、鈴木商店の経営破綻後は、双日株式会社の前身である日商株式会社を設立して、日本有数の総合商社に育て上げた高畑誠一氏を顕彰する企画展を11月から町内3会場で開催しています。高畑誠一氏は、故郷内子への思い入れが深く、昭和34年に内子自治センターの前身である内子中央公民館を建設した際には、講堂の建築費用を寄付していただきました。この講堂は地域の公民館活動の拠点として「高畑会

館」と呼ばれ、平成15年に老朽化によって解体されるまでの間、多くの町民に親しまれました。その他、内子小学校創立100周年の際には、高畑奨学資金を創設していただいたほか、愛媛ゴルフ倶楽部のコースを監修されるなど、当町への貢献は多大なものがあります。今回の企画展では高畑氏の生涯と功績を紹介するとともに、山間部の小さな町・内子でどのようにして語学力を磨き、世界で活躍するに至ったのかを、当時のまちの繁栄、教育への姿勢などを含めて紹介しています。また、最終日となる12月8日には、内子自治センター開館15周年記念シンポジウムとして、鈴木商店の女主人、鈴木よねと大番頭、金子直吉を描いた小説「お家さん」の著者、玉岡かおるさんの記念講演及び関係者によるパネルディスカッションを予定しています。今回の企画展及びシンポジウムを通して、高畑誠一氏の生涯や貿易振興にかけた思いを一人でも多くの方に知っていただくとともに、少年高畑誠一を育んだ明治の内子について、その歴史的な背景や当時の進取の気風を感じていただければ幸いです。

以上、5件の事柄についてご報告申し上げました。今後も、内子町の発展を支えてきた先人の営みに感謝するとともに、その思いを継承し、内子らしいまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、引き続き議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げます。招集のご挨拶いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森永和夫君） 以上で、「招集あいさつ及び行政報告」を終わります。

日程第 5 平成31年度 定例監査の結果に関する報告

○議長（森永和夫君） 「日程第5 平成31年度 定例監査の結果に関する報告」を受けることにします。赤穂英一代表監査委員、ご登壇願います。

○代表監査委員（赤穂英一君） 議長。

○議長（森永和夫君） 赤穂代表監査委員。

〔赤穂英一代表監査委員登壇〕

○代表監査委員（赤穂英一君） ご報告申し上げます。

お手元の資料番号3番、「平成31年度定例監査結果報告」の1から2ページをご覧ください。地方自治法第199条、第4項に基づく定例監査は、代表監査委員の私、赤穂、山本監査委員及び監査委員事務局により、提出された調書等を中心に、関係部署職員の皆さんからのヒアリングと例月現金出納検査等の結果を踏まえ、前期、9月末における各部署での事業について、「内子町監査基準」に掲げる行政監査の考え方を取り入れ、抽出により実施致しました。その結果、一般会計・特別会計及び公営企業会計の各種事業は、現時点では特に大きな問題もなく進捗しており、また、事務事業の執行内容も適正に処理されているものと認められました。全体的には、評価できることも数多く見受けられましたが、今後、検討あるいは留意願いたい事項も見受けられましたので、次のとおり報告致します。

まず、前年度定例監査及び令和元年6月・7月決算審査での検討・留意事項の対応についての1番、委託業務及び工事請負の執行に伴う随意契約等についてですが、随意契約は、地方自治法施行令第167条の2で、一定の要件を満たせば契約できることとなっております。この法的根拠が重要であります。当該法令を管理者にラミネート加工して配付し、決裁時のチェックの徹底を図っていただいております。ほとんどの部署において、適正に処理されておりました。しかし、今

回の監査でも一部の部署において、契約内容は適正であるものの、執行伺い決裁書類に根拠となる条項の記載誤りや、理由の記載漏れ事例が散見されました。担当者の更なる指導はもとより、上司の決裁時チェックを一層、徹底願います。

3 ページの下の方をご覧ください。また、一部の部署で、3者からの見積もりによる随意契約が見受けられました。見積もりを徴することは、3業者に施工能力があると解釈できます。「内子町契約に関する規則第17条」からも指名競争入札が可能と考えられますので、検討の上、最良の方法で契約を執行願います。

4 ページをご覧ください。加えまして、各種工事請負契約の変更に当たっては、事前の目視や過去の状態で予測できる場合、また、施設利用者のニーズや関連する設備の経過年数の確認等、十分な調査と準備により、作成した仕様書に基づき、可能な限り当初契約時に織り込むなど、適正な執行に努めていただきたいと思います。次に、電算・システム関連の委託費用についてであります。当初の入札によるシステム導入時以降、ほとんどの場合、落札業者との随意契約となります。重要なのは、常に「サービスの対価」であることを念頭に置き、必要性和契約金額の妥当性を検討することにあります。複数の部署で、同一システムを運用している他の自治体との広域化の検討や他の自治体との情報交換等を行い、検証に努めておられます。契約金額は、人件費の高騰で右肩上がりとなっているものや、長期間固定されているもの等、区々であります。引き続き、必要性和妥当性を検討願います。次に、備品等購入時の検収についてであります。備品購入は、競争性を取り入れた事務処理となっており、備品納入時の検収は、事務担当者とは別に上司等が行うことで、より適正な事務処理となってまいります。今回の監査では、すべての部署において、適正な処理がされておりました。続いて社会保障・税番号制度についてであります。マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として導入されました。平成27年10月から個人番号、法人番号の通知が始まり、平成28年1月以降、社会保障・税・災害対策の3分野のうち、法令や条例で定められた事務で随時利用が開始されています。こうした中で、内子町におけるマイナンバーカードの交付率は、低調な状況にあります。現在、職員の皆さんが率先してマイナンバーカード取得のため、積極的に取り組んでおられます。引き続き、個人番号や番号記載の文書を厳正に管理するとともに、マイナンバーカード交付率向上策を検討願います。続いて、町営住宅・駐車場使用料、住宅新築資金等貸付金の滞納整理についてであります。全体的に滞納が減少している中、徴収率の低い町営住宅・駐車場使用料、住宅新築資金等貸付金については、事案によって専門家である弁護士とも相談し、滞納者はもとより連帯保証人にも接触するなど、厳正に対応をしておられます。引き続き、長期空白期間を持たないよう、法令に従い、組織として厳正に取り組んでいただきたいと思います。

次に、5ページの施設・設備の管理についてであります。施設・設備の管理について、重要なのは、施設は安全性を考慮して運営されているか、災害対策や防犯対策は、万全か、施設及び設備は、身体障がい者、高齢者、児童等へ配慮されているか、利用状況が低調なものについての問題点が把握され、解決に向けて努力されているか等であります。温暖化による地球環境の変化に伴う豪雨・大型台風・豪雪、また落雷、地震、事故等、様々な災害等に対する危機管理対策が求められています。内子町では、「内子町地域防災計画」を基本に、各種マニュアルが策定され、緊急時に的確な対処ができる体制となっております。施設・設備の耐震化あるいは補強改修工事等

は、順次、施工されているところであり、特に、昭和56年6月1日改正前の建築基準法による施設等については、耐震診断や必要な措置など、更なる対応を検討願います。引き続き、施設・設備の利用維持・向上、身体障がい者、高齢者、児童等への配慮などに鋭意取り組んでいただきたいと思います。続いて滞納についてであります。全体の滞納については、決算審査報告で申し上げましたとおり、平成22年度以降は減少傾向が継続しており、平成30年度は、対前年比で1,316万3,000円減少しています。これは、担当部署の職員の皆様方が長期にわたり、納税に対する啓発、徴収に日々努力された成果であります。具体的には、法令に基づく厳正・的確な滞納整理、高額・悪質事案の愛媛県滞納整理機構への引継ぎ、振替納税の利用勧奨などの結果であり、高く評価できるものであります。厳しい経済・地域情勢を考えると徴収事務は、ますます苦勞を伴う業務となります。近年の地方交付税の逡減を考慮し、自主財源の確保、公平な負担、行政の信頼につながるものであることを念頭に、一層、取り組んでいただきたいと思います。また、税務課主導の「内子町債権管理対策会議」による関係部署との緊密な連携・情報の共有・対応策の協議は効果的です。引き続き、幅広く徴収の知識と手法を熟知している税務課による他部署への指導を期待致します。

続いて、情報化・ICT化についてであります。社会保障・税番号制度の導入や更なる情報化・ICT化が進展している中、重要なのは、個人情報及びデータの保護は適正に行われているか、職員への情報管理やシステムの周知・研修・監査・点検が十分に行われているかであります。本年12月には、特定個人情報の管理に係る自主監査・適正な取扱いに関する自己点検を実施することとしておられますが、いずれも厳正に実施願います。決して、自主監査や自己点検が形骸化しないよう取り組んでいただきたいと思います。また、特定個人情報の取扱い等に係る職員研修については、極めて重要であります。研修開催日に窓口当番・出張・休暇等の理由で受講できない職員の皆さんについても、別途受講等できるよう手当て願います。受講漏れがないようお願いいたします。加えて、昨年実施された、担当部署である総務課による実地監査も有効でありました。続いて、助成行政についてであります。社会福祉、保健、産業振興、教育充実等の住民に対する財・サービスを提供する行政、助成行政において重要なのは、その運用において、制度の目的に合致しているか、計画的かつ効率的に行われ、住民の利便性を考慮したものか、運用基準、要綱等は整備され、公正円滑に運用されているか等であります。複数の部署において、各種助成を行っておられ、それぞれ、条例、要綱、規則に基づき、公正円滑に運用されています。引き続き、地方自治法の本質と趣旨が生かされるよう、公正円滑な運用を願います。

7ページ、補助及び交付金の支出についてであります。各種団体の活動を支援奨励することは、地域の活力や人材育成、町行政の円滑な推進のためにも重要なことでもあります。ついては、各団体等の補助額の審査や査定が前年踏襲で形式的となり、団体の実態、思い、悩みなど、大切なことが見落とされていないか留意しながら、今後も、各種団体の指導と育成に努めていただきたいと思います。今回の監査においては、実態や活動実績を的確に反映して、補助金の見直しに取り組んでいる事例も複数、見受けられました。これは、評価できるものであります。一方、一部の団体では、繰越額が大きく、新年度における補助金交付までの運転資金ではないかとの感もありますので、補助金の交付時期を含めて、交付金申請手続きの指導に努めていただきたいと思います。

続いて、基金についてであります。基金は、地方自治法第241条第1項にありますように、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、また、定額の資金を運用するため、積み立てられていますが、いずれも法令・条例に基づいて適正に管理されています。しかし、一部の部署で運用の検討が進まないまま、塩漬状態のものも見受けられました。引き続き、その規模や管理などについて、十分検討を行った上で、それぞれの基金の設定の目的に則して、適正な管理・運用に努めていただきたいと思います。

公営企業についてであります。まず、水道事業についてですが、近年、特に、有収率の低下が懸念されています。送水・配水管の老朽化による漏水が主な原因と考えられ、計画的に漏水調査を実施し早期対応を行い、安定した給水のため、漏水を減らす努力を行っておられます。引き続き、安心して安全な水道水の安定供給に、一層、努めていただきたいと思います。

続いて、下水道事業についてであります。各種課題の内、水洗化率・接続率の向上については、環境整備補助に関する施工業者説明会の開催や、使用者訪問を計画するなど、改善策に取り組んでおられます。引き続き、課題解決に取り組み、安定的なサービスの提供、維持可能な下水道事業の経営の効率化を図るため、一層、努めていただきたいと思います。

最後のページであります。その他共通事項についてであります。組織において、従事する人、職員は大きな財産であります。また、人材の育成は極めて重要であります。これまでも取り組んでこられたことではあります。引き続き、繁忙時においても、基本的に忠実に、担当者は事務処理手順を遵守し、管理者は事務管理を徹底願います。担当者が、一人で悩まないよう風通しの良い職場環境を醸成願います。管理者は、特定の職員の過重な負担とならないよう必要に応じ、担当者相互の事務支援や事務分担の見直し等、的確な事務管理に努めていただきたいと思います。

結びに、内子町の良さと個性が活かされた内子町形成のため、一層努められることを望み、監査報告とします。

○議長（森永和夫君） ただ今の監査報告に対する質疑があれば許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

以上で、「監査報告」を終わります。

ここで暫時休憩します。午前10時50分より再開致します。

午前10時36分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 6 一般質問

○議長（森永和夫君） 「日程第6 一般質問」に入ります。質問は、通告により、一括質問、一括答弁を行い、再質問から一問一答と致します。議員の発言時間は会議規則第56条第1項の規定により40分以内とします。発言残時間は、前方左側の壁に設置しております残時間表示板

でご確認ください。要点を簡潔に、要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願い致します。理事者におかれましては、議員の質問の趣旨等に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。議事整理の都合もありますので、通告者以外の関連質問はご遠慮願います。質問通告者は、3名であります。それでは受付順に、質問を許します。

最初に、向井一富議員の発言を許します。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 議席番号3番、向井一富です。12月議会にあたり質問通告書に基づき質問させていただきます。

まず、最初に10月1日からスタート致しました消費税引き上げに伴う消費の落ち込みを抑え、地域の活性化のために実施されておりますプレミアム付き商品券の発行状況をお尋ね致します。今回の消費税値上げも、値上げ前にはいろいろと議論を巻き起こしましたが、政府による今までの事例を元に様々な手を打つ中で、騒がれていたような混乱は少なかったように思いました。出来れば、消費税上げて欲しくないのは本音ではございますが、年々増大する社会保障の財源、少子化等による人口減少を鑑みると、仕方がないことなのかなと考えます。しかしながら、現実、物価全体が少しずつ値上がりし、じわじわと家計を脅かしている事も現実であります。そこで、プレミアム付き商品券の発売もその対策の一つとして取り組んできたわけですが、利用率が悪いとの報道も目にします。25%ものお得な商品券、是非利用して頂きたいと考える次第です。これから年末からお正月にかけていろいろと出費もかさむ事が考えられます。病院からガソリンスタンドまで多岐にわたって協賛して頂いている店舗がございます。地域にそれだけお金が落ちて、地域活性化の一役を担うことになると思います。100%の利用を望むところです。そこで内子町の現状はどうなっているかお尋ね致します。購入締め切りも12月27日と迫ってまいりました。まだ購入されていない方にもしっかりと利用して頂きたいと思いますが、未購入の人たちへの今後の推進をどう考えられているのか合わせてお尋ね致します。

続きまして、先ほどの質問と重なりますが、消費税増税に伴う消費の腰折れをなくすためのひとつの手段として、キャッシュレス、消費者還元事業が取り組まれております。その事により日本でもキャッシュレス化が急速に進んできております。日本は、本来キャッシュレス化は非常に遅れており、アジアにおいても取り残されている感があります。この事業を皮切りにキャッシュレス化が進んでくる事は間違いないと考えます。国も東京オリンピック、大阪万博、インバウンド、人手不足の観点からも2027年までに40%に持ち上げたいと考えておられます。そして、各自治体もその流れを推進する立場にあるのではないかと考えます。当内子町役場でも、様々な部署で現金を取り扱っていると思いますが、この際、施設使用料、各種手数料、観光施設入館見学料、各種納税等々出来るものからキャッシュレス化を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。全国の自治体でも、この動きは加速してくるのではないかと考えますが、お考えを伺います。

3点目として、最近の新聞報道でもよく目にします、ヒアリ、セアカゴケグモ、マダニ等、人間の生命を脅かす有毒生物の現状と対策をお尋ね致します。ヒアリは、初めて発見されたのは2

017年5月で、中国の広東省広州市から神戸港へ貨物船で運ばれたコンテナの中から発見されました。同年7月14日には横浜港・本牧埠頭のコンテナヤード内のアスファルトの割れ目から、700匹以上のヒアリが見つかりました。その後、いろいろと注意喚起されましたが、今では14都道府県で確認されるまでに広がっております。また、セアカゴケグモは2017年2月の時点で、13都道府県で確認されています。県内でも新居浜、松山で相次いで発見され、新居浜での今までの駆除数は、雄雌合わせて計499匹、また、新居浜では別の品種のハイイロゴケグモも発見されたとのこと。松山市では、先月17日、雄2匹、雌14匹発見され、2017年7月以降で12例目となっているようです。国際化が進む中、ヒアリやゴケグモ等の特定外来生物もどんどん日本に入って来るのではないかと危惧しております。そして、定着するのにも時間の問題だろうと感じます。どちらも被害が重症化することは無いといわれておりますが、特定な体質の持ち主においては、死に至る事もあるようです。内子町も他人事ではなく本気で早めの対策を立てていくべきだと思いますが、独自の調査、被害対策を立てておられるか、お尋ねいたします。

また、マダニが媒介する感染症（日本紅斑熱）で、先日も今年に入って宇和島市で県内2人目の犠牲者が出ております。また、マダニによる重症熱性血小板減少症候群も危惧されています。そこで重ねてではありますが、内子町でのマダニ対策についてもお尋ね致します。

4点目は、3点目の関連でもありますが、私が子どもの頃には、少々軽装で野山を駆け回って遊んでも、ダニに食いつかれる事はありませんでしたが、今では、山に少し入るだけで、たいがいと言ってもいいくらいダニが食いついてきます。イノシシに取り付いて近隣の野山に落ちて増えているとの事ですが、そのイノシシも、我々が子ども時代には見る事もなかったのですが、今では見ない日の方が少ないくらいに頻繁に出没しています。農作物の食害被害、農地を荒される被害だけじゃなく、ダニによる感染症とか、今ではアフリカ豚コレラの脅威にもさらされています。アフリカ豚コレラは、対策用の薬も無く、養豚業等に壊滅的な被害をもたらすと言われております。日本でも77件の外国産輸入肉から菌が検出されました。今は、ぎりぎり水際でくい止めておりますが、それも時間の問題だと考えられます。また、直接イノシシに襲われるリスクもますます高くなる一方です。そういう状況下、猟友会の皆様には、大変ご苦勞をおかけしてイノシシ等、有害鳥獣の捕獲を日々努力していただいておりますが、イノシシにおいては、年間約千五、六百頭の捕獲がされておまして、毎年そのあたりの捕獲数で高止まりしております。そして、その数が減る事はないようであります。人口はどんどん減っておりますが、イノシシはどんどん増えているのが現状です。地域も高齢化し、猟友会も高齢化が進んでおりますので、是非、役場の若い職員にも狩猟免許を取っていただき、町民の生命と財産を、普段の業務とは別の形で、守っていただきたいと考えております。そこで、現職の職員の狩猟免許取得者の数は何人おられるか、そして、職員に新たに免許を取っていただき活動するよう、更なる推進をして頂くよう働きかけをお願いしたいと考えておりますがいかがかお尋ねいたします。

最後に、国土強靱化基本計画の地域計画についてお尋ね致します。先般議会の総務文教常任委員会で、議会として災害とどう向き合えばいいのか、また、平成25年から国が進めている国土強靱化基本計画の内容の勉強のために群馬県千代田町と、参議院会館に研修に行かせて頂きました。千代田町では、議会の災害対策会議を立ち上げられた経緯や内容、台風19号で発生した災

害にどう議会が対応されていたのかを中心に学習して参りました。議会人としてどう災害と向き合えばいいのか参考になり、内子町議会でもしっかりとこの事について議論を深めていく必要があると感じました。また、国土強靱化基本計画の研修では、度重なる自然災害に対して、国が、地方が、被害を最小限に食い止め、素早く復旧復興に努めて、国益、人益を守らなければいけなさを学ばせて頂きました。そこで、基本計画では、地方公共団体は地域計画を作成しなければならないとなっておりますが、内子町では今年の10月1日の時点では、未策定自治体となっているとの事でした。隣の大洲市は、策定が終了しています。各省庁で横断的に計画を進めていき、計画策定には総合計画との兼ね合いもあるみたいでございますので、大変困難な作業になるとは感じますが、当町の全ての分野で脆弱な部分を速やかに洗い出し、昨年12月から閣議決定されて3年間の緊急対策も追加となっておりますので、遅れることなく取り組むべきと考えます。特に近年集中豪雨による被害が多発しており、これも温暖化の影響が考えられます。特に、雨量が、温暖化で今までの予測より25から50%程度増えるとの研究もされております。想定を今までより25から50%余分に想定し、計画に反映させるべきと考えるがいかがでしょうか。お尋ねを致します。以上、総括質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森永和夫君） 只今の向井一富議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○副町長（小野植正久君） 議長。

○議長（森永和夫君） 小野植副町長。

〔小野植正久副町長登壇〕

○副町長（小野植正久君） それでは、私の方から内子町のキャッシュレス化についてお答えを致したいと思います。内子町では、キャッシュレス化について、平成29年度、観光庁実証事業の採択を受け、町内の宿泊施設や店舗など40事業者にキャッシュレスを導入していただきました。また、内子町立伝統文化施設である、内子座、商いと暮らし博物館、木蠟資料館上芳我邸においても、平成31年3月1日から、キャッシュレスで入館し、買い物もできる環境を整備し、訪日外国人観光客をはじめ日本人にもご活用いただいているところでございます。しかしながら、公共施設である体育施設や自治センター等の利用料につきましては、グループや団体での利用が多いため現金での取り扱いにならざるを得ない状況でありますし、納税や水道料金、各種使用料等の徴収においても、現金納付から口座振替により納付していただくことをお願いし、多くの方々にご協力いただいているところであります。また、当然のことながらキャッシュレス化には、システム導入の経費はもちろんのこと、システムを維持するための経費でありますとか、カード会社に支払う手数料、あるいは納税時と、その確認にタイムラグが生じるなど、事務を行う上で支障が生じる可能性もあります。このようなことから、導入には費用対効果も含め、多面的な検討を行う必要がありますけれども、今後、全国的な流れとしてはキャッシュレス化に向かっていくことが予想されますので、利用者のニーズ等も参考にしながら総合的に検討し、取り組んで参りたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） 私の方からは、一つ目の質問でありますプレミアム商品券の購入状況

について。それから、最後の国土強靱化地域計画についてお答えをさせていただきます。まず、プレミアム付商品券につきましては、10月1日より町内の郵便局7局で販売を開始しております。現在の購入状況でございますが、現時点で把握できうる11月15日現在で、対象者4,004人のうち1,095人が購入をされています。金額にしますと2,737万5,000円分、対象者に対する購入者の割合は27.3%でございます。その内訳でございます。非課税者分が対象者3,675人に対して、購入者が975人。額に致しまして、2,434万7,000円分で、率に致しますと、26.5%でございます。また、子育て世帯分につきましては、対象者329人に対しまして、購入者が120人。額にして300万円分で率にしますと、36.5%となります。

2つ目の未購入の方たちの今後の購入促進についてということでございますが、まず、このプレミアム商品券の町民への周知につきましては、ホームページで掲載をした他、広報うちこの7月号におきまして、申請のお知らせを、10月号では購入のお知らせを致しております。また、広報6月号では町内の事業者の方へ登録のご案内をさせていただいたところです。ご承知のように商品券を購入致します時には購入引換券というものがが必要です。子育て世帯につきましては、直接役場の方から対象者へ交付を致しましたが、非課税世帯の方は、まず役場へ購入引換券の申請が必要になってございます。その非課税者分の11月末現在の未申請者でございますが、1,313世帯2,135人いらっしゃいます。この方々に対しましては、12月2日付で再度申請書を郵送して、購入についての促進を図ってきたところでございます。

5つ目の質問の国土強靱化地域計画について答弁させていただきます。国土強靱化地域計画の策定については、既にご案内のように東日本大震災において未曾有の大災害を経験した教訓を踏まえ、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定され、その基本理念におきまして、国土強靱化に関する施策の推進は、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的、計画的に定め実施しなければならないとされています。地方公共団体においても、法の趣旨を受け、現在、多くの市町村が計画づくりに着手している所です。内子町では、内子町地域防災計画を始め、道路や橋梁・水道等において個別の長寿命化計画や維持管理計画等に基づき、災害対策や強靱化に関する施策を行ってきているところでございまして、また、国土強靱化基本法第13条では「都道府県又は市町村は国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を定めることができる。」とされておりまして、策定が義務づけられているものではないこともございまして、国土強靱化地域計画は、現時点では策定をしてございません。しかしながら、同法第4条では「地方公共団体は、団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」と定められておりまして、地域計画を策定することはこの責務を果たす有効な手段であると考えております。現在、計画策定に向けた事務処理にすでに着手しております。令和2年度中には、各課連携のもと、分野間の横串を刺した総合的な国土強靱化地域計画を、総務課危機管理班が中心になって策定することと致しておりますので、どうぞよろしくお願い致します。以上、私からの答弁とさせていただきます。

○環境政策室長（中嶋優治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 中嶋環境政策室長。

〔中嶋優治環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（中嶋優治君） 私の方からは有毒外来生物の対策について答弁をさせていただきます。セアカゴケグモの発生状況は、内子町での発生は確認されておりましたが、県内では平成26年に愛南町で確認されて以降、5市1町で確認されております。ヒアリにつきましては、県内での確認はされておませんが、全国的には、平成29年に兵庫県で確認されて以降、最新の環境省の発表によりますと、15都道府県で進入が確認されており、現在、国が中心となつて、定着防止策に取り組んでいるところでございます。こうした有毒外来生物の侵入に備えるため、町においては、平成29年度に、町職員を対象とした学習会を開催し、県内における外来種の現状と対策について、認識を深めております。また、先般、県主催により開催されました「特定外来生物対策現地研修会」に担当者職員を出席させ、セアカゴケグモの駆除方法や、疑わしい個体を発見した場合における、県や関係機関との手続きの流れを再確認し、迅速な初動対応が出来る体制づくりに努めているところでございます。人的被害をなくすための対策としましては、町ホームページ上においてセアカゴケグモ等の特徴や注意点を掲載しており、疑わしい個体を発見した場合は、市販の殺虫剤で殺処分した後、役場環境政策室までご連絡頂くよう広報しているところでございます。一方、マダニにつきましては、従来より身近な生活環境に生息しており、目にすることも多い訳ですが、人的被害につきましては、町において把握はしておりません。医療機関に確認しましたところ、特に夏場において、ダニに咬まれたことによる腫れや、湿疹、かゆみを伴う症状を訴える患者が増えるとのことで、町内において相当数の被害があるものと思われまます。予防対策につきましては、特に、南予地域で死亡事例も出ているダニを媒介とする感染症について、保健センターが実施している特定検診や高齢者サロン等の機会を通して、マダニに咬まれないための服装や、感染症が疑われる症状、また、症状が出た際には、速やかに医療機関を受診することなど、チラシ配布により注意喚起をしているところであり、今後も、様々な機会を捉えた町民への周知により、被害防止に努めて参りたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

〔入海孝産業振興課長登壇〕

○産業振興課長（入海孝君） それでは私の方から町職員の狩猟免許取得に関するご質問に関して答弁をさせていただきます。

初めに、職員の狩猟免許の取得状況でございます。取得者は、正職員が7名、臨時職員が1名、合計8名でございます。

次に、町職員の免許取得のための取り組みでございますが、ご案内のように町では、狩猟免許の新規取得を推進するため、合格者で、かつ、猟友会に所属して有害鳥獣捕獲活動に従事している方を対象と致しまして、受験のための初心者講習会受講料、それから試験申請手数料を全額補助をしているところでございます。要件を満たす町職員の免許取得につきましても同様な支援を行っているところでございます。一方、ご承知のように、銃等の装備には初期投資や維持費が必要でございます。また、捕獲のためには、設置したわなの定期的な見回りをする必要がございます。町職員の勤務形態から狩猟に従事できる時間・日数も限られているのが現状でございます。しかし、鳥獣による被害防止には地域で取り組む必要がありますことから、町職員にも周知を図っ

てまいりたいというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 再質問させていただきます。プレミアム商品券につきまして、だいたい30%の方が申請されたという形になっている答弁だったかなと思うんですけど、金額にして購入された方が2,700万ちょっとだったと思うんですけど、全員の方が購入して使われると1億円近い金額になるんですかね。大きな金額が町に言葉は悪いんですけど落ちるといって、文書での案内だけじゃなくてももう少し何か積極的に推進してもらいたいなというところはあるんですけど、今までに購入されていない方がどういう理由で、購入されていないかということの実態とかいうのは把握されておるんでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 実態調査につきましては、おこなっておりません。ただ、新聞等の報道を見る限りでは、まず全額2万5,000円の商品券を買うには、2万円の元手がいるということが一つ大きな妨げになっているのではないかとこのように思っています。それから使用期間が内子町の場合、来年の2月末までということで、今月入れますと3か月しかないというそういう短いスパンで使わなければならないということなどが原因としてあげられるのではないかなと推測をさせていただきます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） そこら辺、かなりの割合であるんじゃないかと思うんですが、これから年末、正月、お金が必要な季節に入ってまいりますので、ぜひ促してもらいたいなということはあるんですけど、なかなか対象者が特定な方なので、こちらからも積極的に働きかけるというのが難しい。喉からその人に声を出して伝えたいという気持ちもあるんですけど、なかなか対象者がどうかというところに言わずらいところもあるので前向きに進めるというのは、これから困難になってくるのではないかなと思うんですけど、とにかく目的とその金額っていうのはかなりの効果があると思うので、なけなしの手段があるとしたら、しっかりとその手段を使っただいて100%に近づけるような努力をしていただきたいと思います。もう一度よろしくお願ひします。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 先ほど来、いろいろな率を申し上げましたが、まず、非課税世帯の方の引換券の申請率でございますが、これにつきましては40%ほど届いてございます。先ほど26.5%と申しましたのは全対象者の方のうち、購入された方がということでございます。また、この数字につきましては、5セット、全部ご購入いただきますと郵便局から引換券が私どもの方に返ってきます。それをカウントした数でございます。まだ5セット全部購入されていない方は引換券まだご自分でお持ちですので、それがどれくらいあるのかということは把握できかねますので、26%以上の方につきまして購入されているのではないかなと考えております。議員言われ

ましたようにこれから年末年始を迎え、購入が進むのではないかなというふうに考えますし、電話での問い合わせに対しましては、職員、丁寧に対応しております。勸奨をしたおかげでその直後は、かなりのお問合せそれから申し込みいただいておりますので、引き続き町のホームページ等でも十分に周知をしていながら購入の促進PRに努めていきたいと考えてございます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） この件の最後に、27日の日にちの延長はないんですね。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 現在のところ、変更は考えてございません。よろしく申し上げます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） マダニの件なんですけど、マダニの感染症、死亡という重篤な事案はなかったにしても、感染症ということで診断をされた町民の方というのは把握ができるんでしょうか。

○環境政策室長（中嶋優治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 中嶋環境政策室長。

○環境政策室長（中嶋優治君） 県の発表によりますと、今年10月に宇和島保健所管内在住において、日本紅斑熱の死亡例が発生したということでありまして、あくまでも各保健所管内でという発表でございまして、町内における発症事例ということのところでは確認はされておられません。以上です。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 国土強靱化地域計画についてですけれども、各省庁横断的にということと計画を国の方も求められておるみたいですが、例えば、学校の施設の充実っていう項目もあると思うんですけれども、それと、災害時に避難される時に、学校の体育館が避難所になるケースも多々耳にします。現在、学校の教室の方はエアコン設備をしていただいておりますけれども、体育館のエアコン設置っていうところもその地域計画で入れていただいております。そのような形にはならないのでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） まず、この計画を立てる際に、まず基本的なところなんでございますが、これは地方公共団体の各関係部局にとどまらず、広く自治会であるとか住民、経済団体、あらゆる団体と連携をしながら、計画づくりを進めていくというものでございます。計画の内容につきましては、まず、国が定めております基本計画になじむような形で国が明示しております策定のガイドラインに基づきまして、策定を進めて参りたいと思います。現在、町におきましては事前に備えるべき目標を8項目、大きく掲げまして、その8項目ごとに起きてはならない最悪の事態、リスクシナリオというものを抽出致しまして、そのリスクシナリオのさらにその下には、

そうならないための推進方法というものも個別的に策定していく考えでございます。その中でいろいろ避難所の問題でありますとか、施設のインフラの強靱化であるとか、そういったようなことも盛り込む内容としております。個々具体的な内容につきましては、今後の検討課題とさせていただきますというふうに思います。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 個々につきましては検討課題ということで、答弁いただきました。しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。個人的には、おととしだったですか、大久保で長期の停電が発生した。施設外とか風の害とか地震の害とかで電柱が倒れて、電気が通らなくなる、生活に支障が出るということもありますので、内子町も進めようとされております町内の商店街の電柱がさうとう上の方に重たいものが乗っていつかやってもおかしくない状態でそびえたっております。そこら辺の対策とか、小田の方では水道管が破裂して水が長い間出なかったという事例もあります。今までの町内で起きた事例、全部広い上げていただいてそういうことがないような具体的なことも盛り込んだ計画にさせていただきたいと思うんですが、もう一度ご答弁をお願いします。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） おっしゃられますように、これまで起きた災害を検証し、どういうことが問題だったか、課題だったかというのは当然、拾い出しをおこなうことにしております。その中で電柱のことでありますとか、冬場の対策等につきましても検討をしていくことになろうかと思っておりますので、これも今後の課題とさせていただきますが、大きな柱として捉えていきたいというふうに考えております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 以上で終わりますけど、とにかくこの災害、いつ起きてもおかしくないような状態が本当に全国津々浦々続いておりますので、内子町も他人事ではないということでしっかりと行政の方も進めていただきたいし、議会の方もしっかりとこのことについては真剣に取り組む必要があるなど感じますので、よろしくお願い致しまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森永和夫君） 午前中の一般質問はここまでとし、午後1時から再開します。

午前11時29分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、下野安彦議員の発言を許します。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） 11番、下野です。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 12月議会にあたりまして、一般質問をしたいと思っております。一般質問の発言時間がありますので、議員の権限でもありますので、有効に使いたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い致します。11月の14日の木曜日の午後7時頃なんですけど、「ものすごい音がするので仕事場から外へ出てみると、低空飛行する飛行機を見たけど、何だったのでしょうか。10月23日にも見かけました。何かの訓練でしょうかね。」とは、この内子分庁付近で働いている私の知人からの連絡でありました。その時は、私自身がこの飛行機や爆音を見たり聞いたりしていないので、「なんじゃろな。」程度で特別気に掛けていなかったのですが、私自身が11月21日に大瀬の小田川沿いの谷間を、「山に激突、墜落するのでは」と思うくらい低空飛行する大型の軍用機のような飛行機を目撃しました。この日はとても天気が良く空気も澄んでおり、青空に大瀬の針葉樹の緑に色づいた紅葉が綺麗に生えていました。午後2時を過ぎた頃だったと思うのですが、長田の下高屋の畑でトラクターショベルに乗って作業をしていました。トラクターショベルでの作業ですから、自分が乗っている機械の音で爆音は聞こえませんでした。方向転換をしようとして視線を左に向けると、いきなり山の稜線に合わせて降下してきた大型の飛行機が目に入り「えっ、なんだ。このまま墜落するのじゃないのか。」と目を疑いました。あっという間の時間ですが、直ぐに水平飛行になり大瀬の和田付近から小田川沿いに下流に向かって飛行し、反対側の小さな山に隠れてしまいました。実際に飛んでいるのは小田川上空でしょうから、いくらか高度はあるのでしょうか、私がいた畑は標高180mくらいと同じ高さを飛行していた機体です。普通は下から仰いで眺めるという感覚でしょうが、翼やパイロットの姿を横に見る高さであり、この後どこかに激突するか、墜落するのではないかと大変驚きました。国土地理院の地図をみますと、長田下高屋の造成地が海拔170mから180mくらいだと思います。和田付近の小田川沿いの国道379号線は海拔90mから100mだと思うのですが、そうすると、小田川沿いの国道付近の地上から、高低差80mから100mを飛んでいたことになるのではないかと思います。直ぐに小高い山に隠れて見えなくなったのですが、その山の高さは国土地理院の地図で調べますと、193mですからそれより低く飛んでいたこととなります。航空機が離着陸を除いた各飛行の段階で飛行することが許される最も低い高度は、航空法によれば都市上空では300m、その他では150m、このほか航空路にも区間ごとの最低安全高度が定められているようです。1994年、オレンジルート直下にある早明浦ダムのダム湖に、米海軍の艦載機が墜落し、搭乗員2名が死亡しています。1999年、オレンジルートで訓練を実施すべく、岩国基地から飛び立ち高知県沖の太平洋上空を飛行中の米海兵隊の艦載機が、空中給油機からの空中給油に失敗して機体を破損したため、最寄りの高知空港への緊急着陸が試みられたが土佐湾に墜落した事故も起きています。私が目撃したあくる日の11月22日の朝の新聞記事に、南予地域での低空飛行する米軍機と思われるといった記事が掲載されていました。また、愛媛県の総務管理課によると10月23日以降、南予で複数の低空飛行情報があり、防衛省と外務省に連絡したが、両省から返答はないという記事でした。昨夜も7時過ぎに爆音とともにこの分庁舎

付近を飛んだと聞きました。小田方面から知清に出てこの分庁舎上空からおそらく想像ですけれども、新谷から長浜方面に向かっているのではないのでしょうか。龍王公園の小高い山があるため、低空飛行のために私が住んでいる五十崎の方には爆音は聞こえていませんが、私も今回、自分自身がこの目で見て驚きましたから、私や知人が驚いた様に、多くの町民が爆音や低空飛行に驚いているのではと思うのですが、内子町での目撃情報やそれに対する国・県への報告の回答はどの様になっているか、内子町としての危機管理対応はどうされているか質問を致します。

続いて、町長の行政報告にもありましたように、内子の消防団の防災功労内閣総理大臣表彰受章は誠にめでたいこととあります。私も5年までは消防団員でありまして、大変うれしく思っております。続いては、消防・水防倉庫の位置や機材管理について質問したいと思います。この質問は、平成23年の12月議会でもしております。その時の質問内容ですが、平成23年9月20日の台風15号による集中豪雨は、小田川が氾濫する寸前まで増水。「小田川が氾濫する恐れがある。」といった防災無線放送が流れる中、氾濫する河川の対応に当時の消防団員は、五十崎自治センター横にある消防倉庫で土のうづくりをしていました。町内を流れるどの河川も増水し、小田川も氾濫危険水位でした。「小田川が氾濫の恐れがある。」といった防災無線が流れるなか、氾濫すれば己の身が激流に流されるかもしれない五十崎自治センター駐車場横にある町防災倉庫にストックしている土砂で土嚢づくりをしていたのが現状でした。また、内子方面隊では土嚢作成の土砂が無かったということで、五十崎まで遠征して対応されてきました。災害対応への土のう袋に用いる土砂は、分団単位とか校区単位として、河川氾濫で浸水する恐れのない小・中学校グラウンドや自治センター広場等へ常時ストックしておくべきではないか。また、五十崎方面隊の消防器材倉庫は、降雨があれば平岡地区で1番先に浸水しやすく、小田川が氾濫すれば当然浸水をして取りに行けず、必要な機材が水没、また流される危険性がある場所に建てられているのではないか。五十崎の平岡や知清の水防倉庫は降雨時に浸水しやすい場所にあるため、機材倉庫の場所や土のう用の土砂の置き場所の変更を検討するべきではないかと質問をしました。当時の総務課長の答弁では、「土砂のストック場所は議員の指摘されるとおりであり直ぐに対応をする。」機材等の分散化にむけては「検討する。」という答弁であったと記憶しております。地球温暖化や異常気象による、ゲリラ豪雨が毎年当たり前の様な気象状況になっています。消防や水防に備えての土砂や機材の分散化や管理はどの様に進んだかを質問して一括質問を終わります。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） 私の方から、ご答弁を申し上げます。まず、一点目の低空飛行する飛行機についてでございます。低空飛行にかかる目撃情報につきましては、市町から県総務管理課へ報告する様式がございまして、それにより目撃者や目撃日時、目撃場所、撮影確認の有無、機体数、飛行状況、騒音の状況等を報告するものとなっております。内子町では、本年度に入りまして3件の報告を行っております。報告後は、国・県からの何の連絡・回答も受けてございません。各市町から報告を受けた県総務管理課は、ご指摘の11月22日金曜日の朝刊にもありましたように、その都度外務省や中四国防衛局に情報照会、それから米軍の飛行機だった場

合は飛行中止を申し入れているという事でございまして、新聞報道のとおりでございました。当町と致しましては、引き続き、目撃情報については県へ報告をするとともに、回答や連絡があった場合には、その内容によって適切に対処していくというふうに考えております。

2つ目の消防水防倉庫の位置、それから機材管理についてでございます。河川の氾濫に対する初期対応については、土のうづくりと設置が非常に重要であると考えておりまして、現在、土のう用の土置き場は、14箇所、各所それぞれ3㎡前後を配備しております。今後も、その都度状況を見ながら、可能な限り置き場を分散・拡大させて行きたいと考えています。水防倉庫については、浸水への早期対応、迅速な水防活動を考えますと、どうしても河川近くにならざるを得ない所がございますが、万が一の浸水時にはその後も活動が継続できるよう、機材の分散化が議員ご指摘のように必要です。そこで、平成24年度において、内子福祉館横に城廻防災倉庫を新たに設置し、河川に面して、増水時には非常に危険な場所に位置しております。知清の内子水防倉庫の資機材の分散化を図っております。水防倉庫には、ご承知のように土のうづくりに必要な機材をはじめ、水防活動には欠かせない機材を収納しております。機材の適切な管理・充実とともに、今後も消防団と協議をしながら、適正配置に努めて参りたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） 総務課長の答弁で、私が質問したことと答弁は同じで、県には報告をし、県・国からの答弁はまだないということになっております。私もこの機体がどこの国のものなのか、自衛隊のものなのか分かりません。ただ、ダークな感じでどこからみても軍用機だというのは間違いなく目撃しました。日米安保条約というのは、日本とアメリカの相互協力で成り立っているわけなんですけど、かといって自由に日本の上空を好きに飛べるというものではないと思うんですけど、私が調べるとやはり、最低必要な高度は150mというふうに書いてあるんですけども、このことについては総務課長の把握というかこういう見識でよろしいのでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） おっしゃられた航空法に規定されているような飛行高度につきましては、すみません、確認はしてございませんが、やはりこれだけ目撃情報が増えるということは住民の方も非常に不安な部分も多いと思います。新聞報道によりますと、国の方でも国会の場におきまして愛媛県選出の議員からも強い要請をされているという記事も読みました。私個人としても非常に危機を感じている部分もございます。これは町民の皆さん同じ考えであると思いますので、引き続き、国の方に私たちの声を届けるように、内子町としても取り組んで参りたいというふうには思います。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） 昨日もJアラートの訓練ということで、緊急事態にはそういう放送がこれは国の方から流れてくると思うんですけども、ちょっと今回の飛行のことを目撃したら、

やはり国会ではございませんので質問するところが間違いかもしませんが、今の北朝鮮の飛翔体の問題ですよね。これはなきにしもあらずと考えておくべきではないかというふうに私も考えたんですけど、こういう異常事態の時のJアラートは、国から発するだけでJアラートが鳴って緊急事態です。その後は国からの放送だけなんですか。それプラス内子町に飛翔物体が飛んでますとか、どの付近ですとかそういう情報のことを追加して内子町の危機管理としてそういう放送ができるものですか。それともそれはまったく国だけの放送になっているのかお尋ねします。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） Jアラートにつきましては国からの情報のみの放送でございまして、私たちがそれに情報を付け加えるということではできないようになっています。町民の方に知らせる手段としては、防災無線で知らせるしかないかなと思います。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） いろんな自治体、この低空飛行に関して調べますと、日本国内あちこちでそういう目撃情報とか。この愛媛県の南予については、10月くらいからということであるんですけど、記事を見ましても。低空飛行に関しては、もう何年も前からいろんなところでそういう問題が起きているようでございます。内子町として、そういう自治体を見てみますと、そういう目撃情報があれば速やかに市とか町の役場に自治体にご連絡下さいとか。それを先ほど総務課長言われましたように、県とか国にそういう危険な低空飛行はやめてくれという要望を出していくためにもということを書いてあるわけなんですけど、今後こういうことが、昨夜も飛んでいると思いますので、住民に対してこういう目撃情報や逆に知らない人にはこういうことがありますから爆音が聞こえたり、低空飛行する飛行機がありますという情報の提供と、受入体制というものを何らかの方法をされとくべきではないかと思うんですけども、どのような考えでおられるでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） これまで目撃したら情報を寄せてくださいというそういう情報については、積極的に発してはおりませんでした。あくまで問い合わせがあれば、その情報を正確に伝えるというようなことでございましたが、これだけ近年、目撃情報が増え、住民の方にも不安を与えるということでもありますので、ちょっと情報の伝達、収集手段につきましては、早急に検討させていただきたいなというふうに思います。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） 町長も愛媛県の町村会の会長もされていると思うんですけど、他の自治体とのそういう情報交換というのは、どのようにされているのかお尋ねしたいと思うんですが、また低空飛行に対しての考え方もお尋ねしたいと思います。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） いくら訓練であっても、住民の皆さん方の生活に不安を与えたり、恐怖を与えたりすることは決して許されるものではないというふうには思っております。そういう意味で、実は11月27日に、全国町村長大会があったんですが、そこの中の要請の項目の一つとしてこの件につきましては、広範囲にそういう影響が出ているということを踏まえて、町村会として外務省と防衛省に対して、適切にやってほしいという要望を出しました。あわせて今後も住民の皆様方にそういう状況が続くようであれば、情報提供をしていただいて、県・国にあげていかないといけないと思っておりますが、大事なことは、私たちがいくら要望を出しても国はこういうふうな回答でしたというものをちゃんと返してもらわないと我々もいけないと思っております。そのところも併せて強く求めていきたいというふうに思っております。以上です。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） 最初の連絡が私のところに入った時には、その方も分かりませんからセスナ機が低空飛行したんだろうかということ saying 言っていたんですけど、セスナ機だと私も何かの取材じゃないのとくらの気持ちだったんですけど、自分自身があの谷間の中で巨大なダークな色した飛行機を見ると、一瞬たまげてしまいます。今後ともその声をぜひ町長の方からも上げていっていただきたいと思っております。

続きましての消防・水防の機器材の件なんですけど、総務課長の先ほどの答弁では、城廻も追加しましたよということだったんですけど、もう一度、消防団員の皆さんとそういったところの場所の在り方、ストックする場所の在り方をもう一度投げかけて聞いていただきたいと思うんですよ。と申しますのは、私先ほど言いました五十崎方面隊の土砂がストックしてあるところを見てみますと、そのまま砂が積んであります。五十崎方面隊にその砂置き場があるのか、ないのか、他のところにおけるところがなかったのかもしれないけれども、団員の方に聞きますと、あそこで土のうづくりをしていると。今年の豪雨の時もそこで作ったのを各増水した小川のところにもって行って、床下浸水しないように土砂積みをしたりしているんではと思うんですけど、前回、23年度に言いました、今回も言います、危険な小田川の橋を増水したところを渡って、土のうを取りに行くよりも、五十崎側は五十崎側の分団のところ五十崎小学校とか、そういう小高いところに土砂をストックをして、ナイターの電気の付くところで安全に土のうを作ってそれを運ぶという方が私はいいいんじゃないかと思えます。天神は天神で、例えばハザードマップを見ますと、かなり平岡側増水して越流すると浸かってしまいます。五十崎の中学校程度なら、浸からないということになっておりますので、本来ならばあの辺に平岡側の土砂というのもストックしておくべきではないかと思うんですけど、ある程度は対応されているとは聞いたんですけど、もう一度、そこらのことも現実に小田川が氾濫して増水したら、そこに消防団員の命が一番大事な助けるための団員が集まっているところに、一気に水が来るわけなので、それに対して、総務課長、もう一度消防団員との協議の内容について質問したらと思えます。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 現在、土のう用の土置き場、14箇所というふうに報告しましたけれども、これはこれで完結したわけでは当然ございませんので、これからも順次、可能な限り分散

拡大させていくという考え方でございます。五十崎地域におきましては、ちょうど水防倉庫が地域の中心的なところにあるというふうなそういうこともあって、なかなか拡大が進んでおりませんが、今、おっしゃられるように置き場所の検討につきましては、幹部会等でも議題として、地元の特に地理的にも詳しい地元の消防団員さんとも協議をしながら拡大に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（森永和夫君） 次に、関根律之議員の発言を許します。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） それでは、質問通告のとおり一般質問を致したいと思っております。11月の全員協議会でもこの会計年度任用職員について執行部の方から説明がありましたけれども、改めて今回の場で重複する質問もありますけれども、させていただくことをご理解いただきたいと思います。2017年地方公務員法と地方自治法が改定され、2020年4月から自治体の非正規職員に「会計年度任用職員」制度が導入されることになりました。現在内子町で地方公務員として働く職員のうち、臨時・非常勤職員の多くが来年4月以降本制度の対象となると想定されます。本制度導入にあたり、町民福祉の維持・向上の観点から以下、質問致します。

(1) 本制度導入の柱の一つに、自治体で働く非正規職員の処遇改善が挙げられます。特にフルタイムで働く会計年度任用職員は、期末手当、退職手当、年次有給休暇等が支給可能になりますが、正規職員と比べて同水準が確保されますでしょうか。また、現在、フルタイムで働く臨時・非常勤職員の現在の人数はいかがでしょうか。

(2) パートタイムで働く職員についても期末手当支給が可能になりますが、期末手当の水準はどの程度になる見込みでしょうか。

(3) 会計年度（1年以内）の雇用が原則ということですが、再任用で複数年雇用された場合、退職手当も継続して勤務した期間を基準として支払われますでしょうか。

(4) 来年度以降、内子町で働く非正規職員の処遇改善により、町の負担増をどの程度見込んでいますでしょうか。

(5) 職員の処遇改善により自治体の支出が増えることから、自治体によっては現在フルタイムで雇用している職員の仕事をパートタイム職員に切り替えたり、雇用人数を減らすことも検討されているようですが、内子町ではどのように考えていますでしょうか。

(6) 町民福祉の観点から、今回の制度改正への影響をどのように展望していますでしょうか。

2つ目として、内子町総合交流促進施設「オーベルジュ内子」についてです。本施設については本年3月議会においても私が一般質問をさせていただきました。来年3月時点では指定管理期間が終了になるちょうど一年前ということでその時点での評価をお聞きしたのですが、この12月議会にあたり、指定管理期間まであと3か月となった今、現時点での評価を改めてお聞きするものです。

(1) 来年3月で5年間の指定管理期間が終了になる本施設について現時点での評価と指定管理期間終了後の運営方針はいかがでしょうか。

(2) 本施設の管轄部署が建設デザイン課である理由と今後の変更はありますでしょうか。

(3) 2015年4月以降の指定管理期間5年間で、町が支出した大規模改修や修繕があれば、その内容と金額はいかがでしょうか。

(4) 今後、現在の経営を継続した場合、5年以内に予想される町の支出となる大規模修繕等の見直し内容、金額はいかがでしょうか。

(5) 平成30年度の本施設事業報告書によれば、町内で10名の雇用となっていますが正規職員はそのうち何人でしょうか。また、臨時職員でフルタイムとパートタイムの人数の内訳はいかがでしょうか。

(6) 同報告書の支出実績の仕入高のうち、町内産品の金額と全仕入高に占める割合はいかがでしょうか。

(7) 同じく、給与・手当の内、町民に支払われた金額と割合はいかがでしょうか。

以上で一括質問を終わります。

○議長（森永和夫君） 只今の関根律之議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは私の方から、会計年度任用職員の件につきまして、ご答弁をさせていただきます。まず、会計年度任用職員の処遇についてのご質問でございます。会計年度任用職員の給与につきましては、国の示す基準を内子町に当てはめ、内子町にそぐうものと、そぐわないものに整理をして、適切に制度設計をしていく考えでございます。また、会計年度任用職員は、その呼称のとおり、1会計年度毎での任用職員でありますから、有給休暇等の福利厚生面においては、正規職員との均衡を保つ観点から全てが同一ということになるわけではございませんが、働きやすい環境を整えるという観点から、出来る限り職員の休暇水準に沿ったものにしていきたいと考えています。

次に現在の臨時・非常勤職員の人数についてのご質問ですが、現在内子町で任用しております臨時・非常勤の職員のうちフルタイムで勤務頂いている職員数は、54名でございます。この他に、不定期で勤務頂いている臨時職員や、日々雇用職員についても会計年度任用職員として募集いたしますので、総数は現在のところの見込みでおおよそ175名前後と見込んでございます。

続いて、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の水準についてのご質問でございますが、まず、フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、職員と同様に年間2.6月の支給を考えてございます。フルタイム職員の場合、給料は月額となり、月額に支給率及び在職期間率を乗じて得た額を支給することとなりますが、パートタイムの場合は、職種に応じて勤務時間や給与の積算方法が一定ではございません。そこで、フルタイム職員との均衡を図るため、支給対象とする条件を設定する必要があります。また、全てのパートタイム職員に期末手当を支給するのではなく、今のところの想定では、内子町においては社会保険への加入基準を採用し、週20時間以上勤務、月の支給が8万8,000円以上の職員を支給対象としたいと考えております。支給に当たっては、職員毎の勤務日数や勤務時間数などの勤務条件、日給や時間給などの給料の種別に応じて、国の示す算出方法で算定し、算出された金額を期末手当として支給致したいと思っております。

次に、退職手当の支給に関するご質問でございます。会計年度任用職員の任用は、関根議員も

ご承知のように原則1会計年度となっております。しかし、翌会計年度にも同様の職に会計年度任用職員が必要であるとなった場合には、勤務評価や態度等の実証を経て「新たに雇用する職」として再度の任用をすることができます。内子町では最大3年まで継続した任用を可能とするということにして現在、調整を進めております。ご質問の退職手当の支給については、退職手当組合の条例等に基づいて支給するというようになっておりまして、退職手当組合の条例により再度の任用が終了したときに、その期間を通算して退職手当を支払うということになっておりますので、会計年度ごとに退職手当を支給するというわけではございません。

次に、来年度以降の件費全体の増額についてのご質問にお答えします。現在の非常勤職員を全員会計年度任用職員として雇った場合、給与と社会保険料等を積算致しまして、おおよそではございますが、5,500万円程度、増加するのではないかと試算結果を出しております。まず、給料については、現在任用している職員が来年度任用されるようになった場合、現在の給料を来年度4月から適用させる給料表の直近上位へ位置づけをするということにしておりまして、わずかながら上昇するということとなります。また、期末手当も現在の2.0月分から2.6月分へ支給率も高くなり、これに伴い支給額も増大します。また、社会保険等については、勤務条件や勤務形態に応じて加入する保険等が決まって参りますが、現行の掛け金率でいきますと、給料月額の上昇に併せて掛け金の額も当然、上がって参ります。なお、現時点では、保険料率や退職手当組合の負担金率など、国や組合から正式な掛け金率が示されておられません。まだ不透明な数字であるということをご理解ください。

次に、制度導入に係る雇用形態等の内子町の方針についてのご質問にお答えします。会計年度任用職員の雇用形態は、県内各市町でそれぞれ取り組み方が様々です。今回の会計年度任用職員制度の導入については、現在任用しております職員の身分を保障する制度ではなく、必要な部署へ適切な人員を配置するというを目的としております。内子町においては、会計年度任用職員を広く募集するに当たり、本当に必要な職員数を把握するために、各課への調査を行い、勤務時間も含め、募集する人数を把握しているところでございます。基本的には、現在の勤務形態を継続することを基本に、各課から集まりました資料を基に、理事者が各課長からヒアリングを行い、その職の必要性を精査し、正規職員の配置と併せた適正な人員配置を進めていくこととしております。

最後に、今回の制度改正による、町民福祉への影響の展望についてのご質問です。これまで、内子町におきましては、臨時・非常勤職員として、臨時・嘱託職員、日々雇用職員という形で雇用しておりました。今回の新たな制度では、臨時・非常勤職員の任用形態を明確化するとともに、従来から規定されている特別職非常勤職員、臨時的任用職員の厳格化が図られています。それと同時に、これまで地方自治法上では支給することができなかった期末手当の支給が可能となり、経済的な面においてもより厚遇されることとなります。内子町では、「働く方の立場」にたった制度設計をしようとの考え方で、給与の面、そして福利厚生面でも、職員により近い内容とする予定としております。それは、働きやすい環境の確保にもつながると考えており、町民福祉の観点でも大きく向上するのではないかと考えています。ただ一方では、人件費が増大することによって、予算総枠の中で他の予算枠が圧迫され、その結果、町民福祉の低下も懸念されるところでございます。その点については働き方改革に着手し、正規職員の時間外勤務のあり方等も十分改善

を行いながら人件費の抑制に努めてまいりたいと考えております。以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副町長（小野植正久君） 議長。

○議長（森永和夫君） 小野植副町長。

〔小野植正久副町長登壇〕

○副町長（小野植正久君） 私の方からは、内子町総合交流促進施設オーベルジュ内子の管轄する課が建設デザイン課である理由と今後の対応、変更はというものについてお答えを致します。合併当時、シンボルプロジェクトとして龍王開発プロジェクトがあり、この地域一帯を総合的に考えて開発するもので、都市公園法との関係も深く、その事務・工事を建設デザイン課が担当をしており、その一部施設がオーベルジュ内子であったことから、建設デザイン課所管となったものです。今後につきましては、事務内容も含め、所管についても総合的に検討をしていきたいと思っております。以上でございます。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 私の方からはオーベルジュ内子に関連するその他の質問にお答えをしたいと思います。

まず本施設についての現時点での評価と指定管理期間終了後の運営方針でございますが、まず、本施設の評価でございますけれども、平成31年3月議会において同様の質問があり、答弁しているとおおり、大きな変化はございません。現在、オーベルジュ内子における温泉利用者は、平成30年度において、約2万4,500人の方に利用していただいております。宿泊につきましては、1,526人に利用いただいております。多いとは言えませんが、安定はしてきているようでございます。しかし今後さらに稼働率を上昇させるよう、経営努力が図られることが望まれております。その一方で、オーベルジュ内子は、町内産品の利用や雇用の場につながっている他、そのサービスの高さにおいて、龍王公園全体の印象、内子町のイメージアップに寄与していただいているものと考えています。期間終了後の運営方針でございますが、引き続き指定管理者を選定して運営を行いたいと考えておりますが、現在、指定管理選定委員会が開かれておりませんので、選定方法等につきましては、決定はしておりません。

次に、改修・修繕関係でございますが、2015年4月以降の大規模改修や修繕は実施しておりません。今後の見通しでございますが、オーベルジュ内子本体につきましては、5年以内の大規模改修又は修繕は予想されておりませんが、公園内の施設と致しまして、龍王老人福祉センターソーラー設備が老朽化しております。この施設は、昭和57年度に整備され築37年が経過しております。経過年数とともに設備の機能が低下しており、この施設の修繕が予想されております。

次に、職員の関係でございますが、正規職員は5名で、うち3名が内子町内の方でございます。臨時職員は、パートタイム8名で、うち7名が内子町内の方でございます。フルタイムの方につきましては、2名で町外の方となっております。町内産品の関係でございますが、報告書にあります平成30年度の仕入れ高に占める町内産品は、金額に致しまして、約340万円、割合は37.6%となっておりますが、その他、町内産品で見ますと、ペレット等の購入などに720万

円程度、ございます。合わせて、1,060万円程度は、町内産品を利用しており、町内産品の利用に寄与しているものと考えております。また、給与関係につきましては、民間の会社の給与でございまして、内訳まで提出することは求めておりませんし、個人情報に抵触するおそれがあるため、答弁は差し控えたいと思います。以上でございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） まず、(1)会計年度任用職員なんですけど、この間、新聞、ニュース番組等でも取り上げられておまして、この非正規の公務員が特に2005年以降の10年間で約4割程度増加したということを言われています。内子町についても増えていると思うんですけど、現在、フルタイムで働く方は54名でパート合わせると175名ということなんですけど、だいたい全職員の中での割合としては175名パートを含めてということになるのかなと思うんですけど、割合としては、数字として把握されておりますでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 答弁の中で175名と申ししたのは、これはこの度、会計年度任用職員として募集する予定の数でございまして、現在、働いていただいている臨時・嘱託職員、日々雇用職員全部合わせると200名を越すというところでございます。募集をする会計年度任用職員の内訳を申しますとですね、だいたい60名近くがフルタイム、パートタイムが115、6名ということになるかと思えます。パートタイムにつきましては、一日だけ働いていただいた方もパートタイムということですし、ある程度がつつり働いていただく方についてもフルタイムでなければパートタイムということになりますので、非常に差が大きいというふうなところもございまして、なかなか正確な数字がはっきりしないというのも現状でございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 質問した意図が非正規職員の職場、正規社員も含めた全体の従業員の割合が全国平均ですと、27%とかいう数字が出ていた記憶があるんですけど、市町村によって、特に町村においては割合が高いことがあるということで自治体によっては5割を超えるというところもあるというような新聞記事でそういうのがあったんですけど、その中身としてパートを含めるのか、含めないのかということで、だいぶ違うんだろうと思うんですけど、そういった調査とか、パートを含めるのかとか、その辺の基準みたいなものがもしご存知でしたら教えてください。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） フルタイム任用職員ですと、数がきちんと把握できていますので、60名ということで考えますと、今現在、町職員が230名程度おりますので、それを合計して290名のうち60名が会計年度任用職員のフルタイム職員ということになります。ただパートタイムというのは、先ほどから重ねて説明しますが、1日来てパートタイム職員ということなので、これは非常にそういう計算の中に当てはめるのはどうかというところもございまして、一律にパートタイム職員が何割を占めるということになると、数字の信ぴょう性につきましては、

薄いのかなというふうに思います。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） パートタイムといっても、時間もまちまちだと思うので、その辺はたぶん比準に含めるとおかしなことになってしまうので、フルタイムということ仮定すると20%ということで全国平均よりも低いのかなという印象なんですけど、1番については分かりました。

それとパートタイムの期末手当についてですけど、すべてではなくて、条件を設定することと、週20時間以上働いている方が対象ということで、この辺も経費全体のアップもあるでしょうから、条件つけるということもよくわかります。ただ、その週20時間以上として比準2.6カ月というものの基準というのは基本的にパートタイムでも踏襲することになるのか。当然、働く時間が短いわけですから、その時間分は案分しないといけないと思うんですけども、2.6月よりも低くなる見込みなのか、その辺もしお答えいただけるようだったらお願いします。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 期末手当の支給率は2.6月でこれはフルタイムパートタイム関係ございません。ただ、その基準となる給料があって、その給与の算出根拠となる額が当然、パートタイムとなりますと、勤務時間数が減ってまいりますので、そこについては基準を設けたいというふうに考えてまして、現在、社会保険への加入基準として採用させていただいている週20時間ということで、引き続き会計年度任用職員についても当てはめていかせていただきたいというふうに考えております。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 制度の設計上、会計年度1年以内ということが制度上そういう設計になっていて、再任用は可能だけれども、先ほどの答弁で3年まで継続可能ができるという答弁があったと思うんですけど、働いている方にとってみれば、1年でも長く続けたいというふうに思っただらっしゃる方が先を見通せないとなかなか生活設計もしにくいと思いますし、希望としてはそういう長く働きたいというふうに思っている方が多いんじゃないかというふうに推測するんですけど、3年まで継続可能、これ以上、4年以上というのは、場合によっては、一旦退職してまた就職するとか、また公募で入るとかそういう可能性があるのかどうかということと、現在、非常勤、臨時で働いている方で、だいたい平均はどれくらいの年数なのか。最長でどのくらい長く働いている方がいらっしゃるのか。もし、お分かりでしたらお願い致します。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） この制度上、任用期間はあくまで1年でございますが、やはり1年ごとに募集をして、採用試験等をして、面接をしてというようなそういう事務的な負担というのがかなり増えてきますので、そのあたりは最大2回までの更新で3年までは、勤務成績良好である程度の評価をさせていただいた方については継続して働いていただくということがございます。

ただ、3年後、こちらの方につきましては、また改めて職を指定して募集をさせていただいてそれにまた手を挙げていただくということでございます。当然、また継続して働いていただいている方も当然、いらっしゃいますので当然、そういう制度ということになってますので、ご理解をいただいて制度に対して手を挙げていただきたいと思います。それから、今の臨時・嘱託、日々雇用職員の経験年数なんですけど、これはすみません、手元に一人一人の勤務年数を示した資料がございませんので、お答えすることができませんが、ずっと長く勤務していただいている方も中にはいらっしゃいます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 3年間は事務手続きも負担が大きくなるので、公募は勤務成績とか勤務態度が良好だった場合は公募はしないで継続、そのままにするという可能性があるということですけれども、その後、公募をして募集をして手を挙げていただくことは可能ということで、条件は他の方とも一緒ということで、そういう道が開かれているということは、安心しました。働く方にとってみれば長く働きたいという気持ちがあるんでしょうけど、町独自で長く働いている方を有期雇用に変えるとか定期職員への道を開くとか、例えば採用試験とか、社会人経験を積んだ人を雇用するとか、そういう新たな仕組みみたいなものは、考えて検討はされてないでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 今の質問にお答えする前に、先ほどの3年後もある意味任用が保証されているというようなことなんですけど、基本的には毎年度その職が本当に必要かどうかということ判断しながら進めます。なので、もしかしたら、3年後は今の職は必要なくなるかもしれないということですね。なので、そういうことを考えますと、時々によっては募集の内容も変わってくる、人数も変わってくるということ。それに応募をしていただきたいというところでご理解をいただきたいと思います。あくまで、その今の立場を保障するという制度ではないということが先ほどの答弁で申し上げたとおりでございます。

それから、長く働いている方についての正規職員への例えば登用であるとか、採用とかっていう件につきましては、この件につきましては昨今、正規職員の募集、それから試験状況、それから採用状況を見ますと非常に一時期に比べると職員が確保できない、できにくいような状況になっています。これは、内子町だけではなくて、全国的にもそういったような傾向がございまして、辞退をされる方が非常に増えているという状況も一方ではございます。そういう中で長く臨時職員として働いている方については、当然、実力も経験もあるというようなことで即戦力にもなりますし、なんとか私たちも同じような環境で働いていただきたいというのが正直なところですが、まず一つ地方公務員法という大きな大前提がございまして、15条にもありますように、職員の採用にあたっては競争試験等の実証能力に基づかないとだめだということが大きく謳われていますので、まず職員採用試験を受けていただくということが大前提ということでございますが、最近では社会人枠というような形で、当町も一般の行政職以外にも社会人枠として社会の経験がある方にも受けていただける枠を作っております。年齢も幅も広げておりますので、この取り組みをさらに発展させていくということは、可能だというふうに考えています。

ので、そちらについては、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思います。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 次の質問で（4）ですけど、もし仮に、今、働いていただいている臨時職員等が全員、仮に雇用した場合、5,5000万円程度経費が上がる。社会保険と合わせてということだったんですけど、先日の愛媛新聞の報道を見ますと、県職員のことを対象というようだったんですけど、この経費増にあたって、交付金の増額が見込まれるというような記事があったと思うんですけど、この内子町の場合、この5,500万円というのは、交付金が入るということを見越してのものなのか。それは考えていないのか。そのあたりいかがでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 報道では、交付税の算入も考えているというニュアンスの内容だったかと思いますが、当然、そのような前提はございません。単純に人件費が本当にざっくりなんですけど、これだけ増えてくると予想されております。これにさらにいろいろな勤務する中で時間外勤務も出てきますし、これが増えたり減ったりするということは当然考えられるというふうに考えています。今のところ、地方交付税で措置をされるということにつきましても、私たちはシビアに受けとめています。要するに、普通交付税につきましても、総額は決まっておりますので、その総額の中でどのような計算配分になるかということをございますので、楽観はできないかなというふうには考えておりますが、引き続き国の動向を注視したいというふうには考えております。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 交付税のことは、入ればそれはもちろんいいんでしょうけれども、そのことは考えないで制度設計はしているということで安心したんですけど、もし交付税を見込んでいるということであると、交付税を外すというようなことも考えられているようですし、幼稚園保育園の無償化も最初の初年度半年間は、国の方がみるけれども、それ以降は自治体の方の持ち出しでやるというようなこともありますので、内子町の設計の上でこういった負担増をカバーしていくんだということで考えられているというふうに理解しましたので、なかなか大変なところはあろうと思うんですけども、引き続き働く方が所得が上がることでモチベーションが上がって働きやすい職場になるということは、総務課長先ほど答弁で言っていただきましたように、町民福祉の向上になるということをおっしゃっていただきましたので、そういう観点でぜひ、進めていていただきたいと思うんですけども、数字的なところで現在、パートを含めて200名を超えるとおっしゃっていたんですけど募集は今のところ175名ということで期末手当も上がる、一人当たりの経費が上がるというところで全体の人員としては、わずかといえはわずかなのかももしれないんですけど、これはいろいろ精査した結果、この人数まで減らさざる得ないということでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 数字的にみると、かなり減ったというイメージですが、任用形態を変えたというところも実際ございまして、例えば委託に切り替えたり、そういうようなことをすることによって、数が減ってきたというところでございます。こちらはまだ今まさに精査中でございますので、この数字もはっきりしたことは言えませんが、極端に足切りをしたというところではございませんので、ご理解をいただいたらと思います。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 関根議員にぜひご理解をしておいていただきたいことなんですけど、先ほどの人件費の大枠のトータルの5,500万くらいのアップということで、これは私は当然国がみるべきだと思っているんです。それはなぜかといいますと国が制度設計したんですね。内子町も合併した時には、310名くらいな職員がいらっしゃいました。国の適正化計画指導の下に230人くらいに減らしたと思います。その間、事務量の増大であったり、複雑化であったり、専門性が高まったり、じわじわこういう非常勤職員を増やさざるを得なくなったということなんです。そういう意味ではこの財源は当然、国が負担すべきだというふうに思っております。ですから機会あるごとに、私たちとしても何らかの形で確保できるように言い続けたいといけない。町単独の財源でみるというのは、私は筋が違うというふうに思っております。以上です。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 会計年度任用職員についてはわかりました。

次にオーベルジュ内子についてですけれども、基本的に評価は今年の3月議会でお聞きした時と変わっていないということなんですけど。

○議長（森永和夫君） 関根議員、もう少しマイクに近づけて。

○2番（関根律之君） 管轄部署が建設デザイン課である理由というのをあえてお聞きしましたけれども、最初これができるにあたって、都市公園法との関連で建設デザイン課であったということは、理解できるんですけれども、この施設の目的としていわゆる健康維持、健康増進の場、入浴ですねとしての町民への提供ということを考えて、町民福祉なので保健福祉課なのかなという感じもしますし、観光客、観光産業への寄与ということを考えて、そういう管轄部署は町並みみたいなところが一括して観光産業全体の中での位置づけでやっていくのがいいのかという感じもするんですが、この間、3月にお聞きしてからまったくこう検討した様子もないような印象を受けるんですけれども、あの時私は指定管理者制度というのはアンケート調査とかモニタリング調査とかそういうものを継続してやって評価して、町が運営方針について決めてやっていくというそういう趣旨での制度ではないかということをお聞きした、そういうことをお伝えした上で質問したんですけど、なかなか建設デザイン課も本来の業務というか、建設関係の業務で忙しくてこういった観光や、福祉のところも難しいんじゃないかなというような推測をしたりしているんですけど、もう少し具体的に、こないだ機構改革という話もありましたので、その中の機構改革の中には入る可能性があるのかどうか。改めてお聞きいたします。

○副町長（小野植正久君） 議長。

○議長（森永和夫君） 小野植副町長。

○副町長（小野植正久君） 今の部署の関係でございますけれども、今、一つの課で建設デザイン課が担当はしておりますけれども、一つの課で完結しないと、いろんなところに関係しているという場合には、当然それは連携をとって現場の方、進めたり、それは、やっております。このオーベルジュについても当然、建設課なんですけど、観光であったり、町並であったり、いろんなところと連携しながら現在進めてきております。実態がどうであるかということになるとそれは連携をとってしっかりとやっているというのが現状ではございます。それでいろんな例えば内子座でイベントがあったり、そういう時にはイベントと宿泊とかをくっつけて商品開発をして販売をしていくとか、あるいはPRについても当然、他の施設もそうですけど、町も一緒になってPRもやっておりますし、そういう意味でダイニングアウトとか、あぁいった行事においても当然一緒にいろんな協力もいただきましたし、お互いでPRもその時にも行わせていただきました。そういうことですので、先ほども答弁のところで言いましたけれども、検討はしていきたいというふうに思っております。以上です。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 内子町から3名の方が正社員ということも聞きましたし、一定の雇用として貢献していると。金額は出せないということではありましたが、理解はしました。町内産品についても食品で町内での地場産品なかなかホームページなんかみても高品質なもの、特徴のあるものが出されていましたが、そういうものを340万ほどですか、扱っているというのは非常にいいことだと思いますし、ペレットも町内産品ということも考えれば、1,000万円以上は町内のものを使っているということで、町内の地域活性化に寄与しているという答弁いただきまして、その点は理解をしました。ただ、宿泊者については1,500人で前回の3月の時の答弁でも稼働率が40%でしたかね、多いとは言えないけれども安定しているということで、なかなかこういうご時世ですし、稼働率、宿泊施設で上げていくというのは、そうとうな苦労があるんだというふうには思うんですけども、一方でこの温泉利用の方ですね。主に町民の方が利用されるのはこちらの方だと思うんですけど、2万4,000人という数字が多いのか、少ないのか、ちょっとその辺が私も理解しづらいというかあれなんですけど、元々、ちょっと脱衣所にしても風呂の大きさにしても、キャパシティというものがあると思うので、この2万4,000人年間という数字がもちろん平均ではなくて、土日とかそういうハイシーズンには、人がたくさん集まったりするんで、平均で考えるということは難しいと思うんですけど、この2万4,000人という利用者を例えば町民やその他にPRを強化してもっと増やす見込みというか余地みたいなものはあるのかどうなのか。どのようにお考えですか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 温泉施設につきましては、議員ご指摘のとおり広さというものもございますので、4,500、約でございますが、妥当な数字かなと思います。この中で町内の方は、2万2,000人ほどおられますので、規模的には妥当な線かなと思います。それと宿泊についてでございますけれども、30年度は、7月豪雨の影響がございまして、若干下がった。その前までは順調に行きよったんですが、若干、西日本豪雨で下がったというのが主な原因

でございます。今年に関しては若干、回復気味ということでご認識をいただいたらと思います。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 妥当な数字かなというところで答弁いただいたので、キャパから考えてこれ以上大幅に増やすことは難しいのかなということは理解をしました。その上で、やはり町民福祉という観点もありますし、町の顔といいますか、イメージアップにオーベルジュという高級な施設があることで良好で全体のイメージアップにつながっているというようなお答えもあったんですけど、アンケートを引き続きとるように指定管理者の方に伝えているというようなことは、事業報告書の方にもあるんですけども、この集約結果のところを見ると非常に少ない3行くらいのものがあって、主にこれは宿泊者のアンケートではないかと思うんですけど、この入浴施設を利用している大半が町民、2万2,000人利用しているということなんですけど、町民の方へのアンケートというのはとっているのか、とる予定がないのか、お聞きします。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議員ご指摘のとおりアンケートにつきましては、宿泊者を対象にとっております。入浴、お風呂の利用の方についてはとっておりません。先ほど言いましたように、町民の方も2万2,000人ほど利用していただいているということなので、そこそこの評価は得ているということをおもっておりまして、アンケートをとるということまでは考えておりません。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） お風呂なんですけど、この宿泊者のアンケートをみると日帰り客と一緒に特別感がないとか、温泉は露天風呂の方にはひいてあるけど、自分たちの宿泊棟の方にはひいてないから不満だということも書いてあるんですけど、当然、宿泊者、高い料金を払って、宿泊される方にとっては、せっかく来たのに一般の人がたくさんいて落ち着けないとかいう不満ももちろんあるんだろうと思いますし、入浴をする町民にとっても、休憩スペースが殺伐としていてゆっくりくつろげないみたいなそういうところがあって何かその辺、すみわけとかそういうことができないのかなというふうに常々思っているんですけど、今、観光で訪れた人がその観光先でお風呂を探すという人が一定程度いると思うんですけども、そういった時に初めて行くところなんかだとインターネットなんか使って手軽に、「内子、温泉」とか、そうやって探す人は多いと思うんですよ。その中で、「内子、温泉」というのは検索ワードで入れて検索するとあまりたくさんは引っかけられないんですけど、オーベルジュ内子が検索として上がってくると。公式ホームページをみると入浴料1,000円というのは、あまり県内でみても高額な金額でしかも料金日帰りできるというふうに書いてあるんですけど、内子町民500円と書いてあってこの差額は、町民500円というのは町民にとっては、妥当かなというふうに思いますし、高齢者の方300円にしているということも非常にいいことだというふうに思いますけど、観光客がちょっと立ち寄って風呂でも入ってみようかと思った人にとっては、この差はなんなんだというマイナスイメージを持たれるということはあると思います。あと内子町民500円と括弧し

て書いてあるんですけど、内子町民の子どもは、どうなんでしょうか。500円のままなんでしょうか。250円になるんでしょうか。そのあたりもお聞きしたいんですけど。

○議長（森永和夫君） 関根議員、要領よくまとめて質問してください。

○2番（関根律之君） はい、まとめるようにします。子ども料金500円、内子町民は500円のままなのか。どうなのか。1,000円設定というのは、これは妥当なのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 入浴料に関しましては、基本的に指定管理者が決めていただいて、適正の管理運営をしているというところでございます。ご指摘のとおり一般の方は1,000円、町民の方は500円で高齢者につきましては300円という設定にしております。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） ちょっと聞き漏らしたかもしれないんですけど、町民の子どもは500円のままですか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 町民につきましては子どもも500円ということでございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 一般的に言っても大人と子どもの料金同じにしているところはあまりないと思うんですけど、あまり子どもに入ってほしくないのかなと、静かな施設ですから。そういうメッセージとして受け取る方が多いんじゃないかなと思うんですけど、1,000円という価格設定にしても、そうですし、そもそも看板がないんですよ。初めて来た人が来て温泉どこにあるだろうと来た時にどこにあるかわかりにくいとかですね。

○議長（森永和夫君） 関根議員、だんたん質問通告から外れておりますので、その辺考えていただいて要領よく簡潔に質問をお願いします。

○2番（関根律之君） そろそろまとめに入りたいと思いますけれども、そういったことですか、先ほどの温泉のロコミサイトなんか見るとかなり酷評されているような書き込みなんかあってその中身みると私なんかはほとんど納得がいくような内容がそのまま残って皆さんの目に付くようになっているんですけども、なかなか2万6,000円の富裕層をターゲットにした宿と町民も含めて一般観光客もターゲットにしたお風呂というのを両立させるというのは難しいところはあると思うんですけども、そういった意味でこの指定管理者のこういう更新の機会に、いわゆる宿泊ホテル業と入浴施設の方を経営を分けてこちらの入浴施設の方はそちらの方で町民の福祉も含めて、もうちょっと一般の人が利用できるようなそしたらキャパシティの問題があるので、なかなか今のままではということには難しいということは重々理解できるんですけど、その辺の可能性はないものなのかどうか。最後にお聞きしたいと思います。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 今回の施設を宿泊施設と温泉施設を分けてということは、現在のところ考えてはおりません。宿泊者アンケートにもございましたように、風呂について温泉を引いてくださいというアンケート調査は、ずいぶんあります。それと、Wi-Fiの接続をとということもございます。そのあたりは指定管理者と協議をしながら、どれが一番いいのかなということとは検討して進めて参りたいというふうに思います。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 最後の一つだけ。いちゃもんつけるわけじゃないんですけど、オーベルジュ内子のホームページみると、源泉かけ流しの贅沢な露天風呂っていう源泉かけ流しっていう言葉が書いてあるんですけど、これ温泉好きの人にとってみれば殺し文句というか、すごく魅力ある言葉だと思うんですけど、こういう言葉を書いて、一般の人にも呼び掛けている、大丈夫かなという、源泉かけ流し、そのあたりのことちゃんと確認されているかどうか最後にこの一点だけお聞きします。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） ホームページ上はそういうふうになっております。温泉の取扱いとかその表記につきましては、別段、違法性はないというふうに調べておりますので、ご理解いただいたらと思います。

○議長（森永和夫君） 以上で、一般質問を終わります。

本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明日6日は、午前10時から本会議を開きます。日程は全議案に対する審議であります。

本日はこれをもって散会致します。

午後 2時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和元年12月第107回内子町議会定例会会議録（第2日）

- 招集年月日 令和元年12月5日（木）
 ○開会年月日 令和元年12月6日（金）
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 大西啓介君 | 2番 関根律之君 |
| 3番 向井一富君 | 4番 久保美博君 |
| 5番 森永和夫君 | 6番 菊地幸雄君 |
| 7番 泉浩壽君 | 8番 大木雄君 |
| 9番 山本徹君 | 10番 才野俊夫君 |
| 11番 下野安彦君 | 12番 林博君 |
| 13番 山崎正史君 | 14番 寺岡保君 |
| 15番 中田厚寛君 | |

- 欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

- | | |
|------------------|----------------|
| 町長 稲本隆壽君 | 副町長 小野植正久君 |
| 総務課長 山岡敦君 | 住民課長 二宮善徳君 |
| 税務課長 吉川博徳君 | 保健福祉課長 曾根岡伸也君 |
| 会計管理者 稲葉勉君 | 建設デザイン課長 正岡和猶君 |
| 町並・地域振興課課長 林慎一郎君 | 産業振興課長 入海孝君 |
| 小田支所長 大森豊茂君 | 環境政策室長 中嶋優治君 |
| 政策調整班長 畑野亮一君 | 上下水道対策班長 上石富一君 |
| 危機管理班長 松岡裕樹君 | |
| 教育長 山岡晋君 | 学校教育課長 泉邦彦君 |
| 自治・学習課長 黒澤賢治君 | |
| 代表監査委員 赤穂英一君 | 農業委員会会長 堀本健二君 |

○出席した事務局職員の職氏名

- 事務局長 林純司君 書記 和氣啓介君

○議事日程（第15号）

令和元年12月6日（金）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 日程第2 議事日程通告

- 日程第 3 議案第56号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第57号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第58号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第59号 内子町附属機関設置条例の制定について
- 日程第 7 議案第60号 内子町附属機関設置条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第61号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第62号 内子町認定こども園条例の制定について
- 日程第10 議案第63号 内子町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第64号 内子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第65号 内子町誌編纂委員会設置条例を廃止する条例について
- 日程第13 議案第66号 土地改良事業計画について
- 日程第14 議案第67号 平成31年度内子町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第15 議案第68号 平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第69号 平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第70号 平成31年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第71号 内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第19 議案第72号 内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第20 議案第73号 内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第21 議案第74号 内子町教育委員会委員の任命について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21

午前10時00分 開会

○議長（森永和夫君） ただ今から、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（森永和夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、8番、大木 雄議員、9番、山本 徹議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（森永和夫君） 日程第2 議事日程通告をします。本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第15号のとおりであります。

これから議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

日程第 3 議案第56号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（森永和夫君） 「日程第3 議案第56号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第56号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の整備に関する条例を制定するものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明致さめますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは、私の方から、議案第56号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明致します。

議案書1の3ページをお願い致します。本案につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律が施行されたことにもない、関係する条例の一部改正を一括して行うための条例でございます。成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずるものとなっています。内容につきましては、第1条から第4条により、それぞれ関係します4つの条例の一部改正を一括して行うものでございます。

条例案は4ページから5ページ、議案等説明資料4の1ページから3ページにかけて新旧対照表を掲載しております。説明につきましては、新旧対照表にて行いますのでご用意ください。

1ページをお願い致します。第1条では、内子町職員の給与に関する条例の一部改正を行います。条例第19条、第20条、第22条中、「若しくは地方公務員法第16条第1項に該当して同

法第28条第4項の規定により失職し」を削除致します。本法律の施行にともなって地方公務員法の一部が改正され、欠格事項を定めた地方公務員法第16条第1項が削除されたことによるものでございます。それに関連して、その他の関連する条文の改正並びに整理を行うものでございます。

2ページをお願い致します。第2条では、内子町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正を行います。第5条第2項第2号中、「同法第16条第1号に該当する場合を除く。」を削除致します。これも第1条と同様の理由によるものでございます。第3条では、内子町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正を行います。第4条中、欠格条項の「第1号 成年被後見人又は被補佐人」を削除し、以下の号を繰り上げるとともに、第2号中、「禁錮」の「こ」のフリガナを削除し、第3号中、「免職」を「懲戒免職」に改め、第5条第2項第1号中、「前条第3号」を「前条第2号」に改めるものでございます。

次のページをお願い致します。第4条では、内子町印鑑登録証明事務条例の一部改正を行います。第2条第2項第2号中、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）」に改める内容でございます。なお、この条例の施行日は、公布の日でございます。

以上、議案第56号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして説明をさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第56号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第56号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 4 議案第57号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（森永和夫君） 「日程第4 議案第57号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第57号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備に関する条例を制定するものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜り

ますようお願い致します。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは、私の方から、議案第57号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明致します。

議案書1の6ページをお願いします。本案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例の一部改正を一括して行うための条例でございます。地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備するものでございます。内容につきましては、第1条から第9条により、それぞれ関係します9つの条例の一部改正を一括して行うものでございます。条例案を議案書1の7ページから9ページに、また議案等説明資料4の4ページから7ページにかけて、新旧対照表を掲載しております。説明は、新旧対照表にて行いますのでご用意ください。

4ページをお願いします。第1条では、内子町職員定数条例の一部改正をおこないます。第2条では、内子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正を。また、第3条では、内子町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正をおこないます。

次のページをお願い致します。第4条では、内子町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正を。第5条では、内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を。第6条では、内子町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行います。

次のページをお願い致します。第7条では、内子町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正を。第8条では、内子町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正。第9条では、内子町職員の給与に関する条例の一部改正をそれぞれ行う内容でございます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律では、地方公務員法の第22条が次のように改正をされました。新地方公務員法第22条では、職員の条件付き採用についてのみの規定とし、新たに第22条の2に「会計年度任用職員の採用の方法等」が規定され、第22条の3では「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき又は臨時の職に関するときは」と「臨時的任用」の規定が厳格化をされております。これを受けまして、先ほど説明しました、第1条から第7条、及び第9条において、新地方公務員法の規定に沿った一部改正を行います。また、第8条の改正は、地方自治法第204条の1項の改正にともなって、非常勤職員にも常勤職員と同様に給料、手当、及び旅費の支給対象が明確化されたことに伴い、第5条において、報酬が日額で定められております職員の補償基礎額の規定に加え、給料を支給される職員の補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとする規定を新たに整備する内容になっております。なお、この条例の施行日は、令和2年4月1日でございます。以上、議案第57号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう

お願い致します。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第57号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第57号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 5 議案第 5 8 号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（森永和夫君） 「日程第5 議案第58号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第58号、内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは、私の方から、議案第58号、内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてご説明致します。

議案書1の10ページをお願い致します。本案につきましても、「議案第57号」と同様に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、新たな制度である「会計年度任用職員」にかかる給与や費用弁償について新たに条例を定めるものでございます。会計年度任用職員制度につきましては、去る11月22日の全員協議会において制度導入の背景や内容等についてご説明をさせて頂いたところでございます。条例案につきましては、11ページから23ページに掲載をしております。説明につきましては、議案等説明資料4-2の1ページ、「内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の概要」でご説明致します。

1ページをお願い致します。まず、1の「制定の趣旨」でございます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、新地方公務員法第22条の2で規定される新たな制度「会計年度任用職員」にかかる給与や費用弁償について、新たに条例を定めるもの

でございます。

次に、2の「条例の概要」でございます。この条例は、5つの章立てになっております。まず、第1章の総則です。第1条では、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする規定と致しております。第2条では、会計年度任用職員の任用形態により、フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員に定義するのでございます。第3条では、会計年度任用職員に支給する「給与」を定めます。この度、改正された地方自治法第203条の2及び第204条において、会計年度任用職員に対する給付規定が追加をされました。その規定に基づき、フルタイム会計年度任用職員については、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、また、パートタイム会計年度任用職員については、報酬及び期末手当を支給することとします。支給の方法については、現金支払いを原則としますが、申し出により口座振替も可能となります。

次に、第2章のフルタイム会計年度任用職員の給与でございます。第4条では、給料は、議案書1の19ページに掲載しております別表第1のとおり、原則、正規職員と同様の行政職給料表を用います。第5条では、職務は、議案書1の23ページに掲載しております別表第2のとおり、職種ごとに複雑・困難及び責任の度に基づき、給料表の職務の級に分類します。第6条では、職員の給料の号給を規定します。新たな任用職員については、給料表の1号給、再度任用職員については、規則で基準を定める事と致します。第7条から第12条では、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の支給については、職員の給与条例の規定を準用すると規定します。第13条では、勤務1時間当たりの時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当にかかる端数処理の方法について規定します。第14条では、期末手当の支給については、「職員の給与条例」の規定を準用すると規定します。期末手当は、任用期間が6ヶ月以上の場合に支給されますが、見込みで6ヶ月以上となる場合も含まれます。また、前会計年度からの再度任用職員については、任期期間を通算することとします。第15条では、勤務1時間当たりの給与額の算出方法について、第16条では、職員が勤務をしなかった場合の給与の減額についてそれぞれ規定します。

次に、第3章のパートタイム会計年度任用職員の給与でございます。第17条では、フルタイム職員の給料に相当する報酬は、学歴・資格・技能等により、正規職員との均衡を考慮し、月額・日額・時間額とし、第2項、第3項、第4項において、それぞれの報酬の額の基準を定めます。第18条から第21条では、フルタイム職員の手当に相当する特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬について規定します。第22条では、各報酬額にかかる端数処理について規定します。第23条では、期末手当の支給について、「職員の給与条例」の規定を準用することを規定します。支給要件については、1週間あたりの勤務時間が著しく短い者で規則で定める者を除くほか、フルタイム職員と同様、任用期間が6ヶ月以上、これも見込みを含みますの場合に支給されます。第24条では、報酬の計算期間等について。第25条では、勤務1時間当たりの報酬額の算出方法について。第26条では、職員が勤務をしなかった場合の報酬の減額についてそれぞれ規定します。

次に、第4章のパートタイム会計年度任用職員の費用弁償でございます。第27条では、通勤にかかる費用弁償の支給を、また第28条では、公務のための旅行に係る費用弁償を、それぞれ

規定致します。

最後に、第5章の雑則でございます。第29条では、貯金や保険料等の給与からの控除については、職員の給与条例を準用すると規定します。第30条では、この規定にかかわらず、職務の特殊性を考慮して特に町長が必要と認める会計年度任用職員の給与については、別に定めることができる旨を。また、第31条において、本条例の施行に関し必要な事項を規則に委任することと致します。なお、この条例の施行日は、令和2年4月1日でございます。以上、議案第58号、内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第58号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第58号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 6 議案第 5 9 号 内子町附属機関設置条例の制定について

○議長（森永和夫君） 「日程第6 議案第59号 内子町附属機関設置条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第59号、内子町附属機関設置条例の制定につきましては、地方自治法第138条の4の規定に基づき、内子町附属機関設置条例を制定するものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは、私の方から、議案第59号、内子町附属機関設置条例の制定についてご説明致します。

議案書1の24ページをお願いします。本案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに会計年度任用職員の規定が設けられる一方で、これまで任用基準が曖昧であった非常勤特別職を明確に位置づける趣旨のもとに、地方自治法第138条の4の規定により制定するものでございます。元来、非常勤特別職として任用する根拠は、地方公務員法第3条第3項において規定されており、同条同項第2号では、特別職は、「法令又は条例、

地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会の構成員の職で臨時又は非常勤のもの」とされてございます。すなわち、特別職として任用するためには、地方自治法第138条の4の規定に基づき、「附属機関」を条例において明確に定める必要があります。そこで、新規に規定するもの、あるいはこれまで規則や要綱、要領等の規定に止まり、条例で規定されていなかった附属機関については、内子町附属機関設置条例として、附属機関の名称や担当事務、委員の定数、任期等主要項目を新たに定める事と致します。

議案書1の25ページから31ページにかけまして、条例案を掲載しております。本条例により、新たに定めます具体的な附属機関は、27ページからの別表に示す通り、町長部局は、内子町環境マネジメントシステム監査チーム以下22機関、教育委員会部局は、内子町教育懇談会以下4機関となっております。なお、これまで定めておりました要綱・要領等は規則に格上げし、規定を統一することと致します。なお、この条例の施行日は、令和2年4月1日でございます。

以上、議案第59号、子町附属機関設置条例の制定についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 附属機関設置条例の制定について質問をしたいと思います。規則の3号に、任期について明記がしてあるんですが、先ほど説明がありましたように、附属機関には今まで規則、要領で設置をしておいた機関とこの機会に新たに附属機関として設置する機関という両方があるように説明を受けたんですが、その場合、この3号に書いてあるその任期は通算するという表示がされておるんですが、それぞれの機関において別表において委員さんの任期は、明示をされておるんですが、その任期は通算するという表示をされておるんですが、この任期はいつの時点からの通算になるのか。それぞれの機関、任期が違うんじゃないかなろうかというふうに認識をするんですが、その点についての説明を求めたいと思います。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 只今のご質問です。この条例が制定する前には、要領とか要綱について委員の規定をしております。その旧委員会等の構成委員であった者、その者については、第4条第1項の規定により選任されたものとみなすということですが、その任期につきましては今回の条例の制定から通算するのではなくて、以前の要綱等の規定に基づいて任命された時の任期から通算するという事でございまして、今回新たにこの条例の規定によって任期がまた一から始まるというものではなくて通算するという意味でございまして。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） この委員などは他の委員と兼務することができるような規定があるのかどうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 特にそういう規定はございません。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第59号 内子町附属機関設置条例の制定について」の採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 60号 内子町附属機関設置条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（森永和夫君） 「日程第7 議案第60号 内子町附属機関設置条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第60号、内子町附属機関設置条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、地方自治法第138条の4の規定に基づき、内子町附属機関設置条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは、私の方から、議案第60号、内子町附属機関設置条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明致します。

議案書1の32ページをお願い致します。本案につきましても、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに会計年度任用職員の規定が設けられる一方で、これまで任用基準が曖昧であった非常勤特別職を明確に位置づける趣旨のもとに条例の改正をおこなうものでございます。この条例につきましては、今回の関係法令の改正に併せ、条例の一部を改正するものもでございます。

議案第59号は、地方自治法第138条の4の規定に基づく「附属機関」を新たに規定するもの、あるいはこれまで規則や要綱、要領等の規定に止まり、条例で規定されていなかったものについて、新たに条例を制定するものでございましたが、この「議案第60号」は、設置条例がすでにある附属機関について、内子町附属機関設置条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例として、関係する条例の一部を一括して改正するものでございます。条例の内容は、第1条から第15条にかけまして、それぞれ関係します15の条例の一部改正を行うものでございます。

議案書1の33ページから39ページにかけて条例案、また、議案等説明資料4の8ページから19ページにかけて新旧対照表を掲載しております。説明につきましては、新旧対照表で行います。

8ページをお開きください。第1条では、内子町ほう賞に関する条例の一部改正を行います。ほう賞を授与する際にはあらかじめ「内子町ほう賞選考委員会」に諮るものとするを第2条で明確に規定し、第3条において、委員会の使命と委員定数、委員の要件、委員の任期等について規定するものでございます。第2条では、内子町水防協議会条例の一部改正を行います。第1条中、水防法「第26条第1項」を「第34条第1項」に改めます。平成25年度の水防法の一部改正によって条ずれが発生したことにとまなうものでございます。

続いて、9ページをお願いします。第3条では、内子町生活安全条例の一部改正を行います。第9条中第2項の次に4項を追加し、協議会の委員定数、委員要件、任期等について規定するものでございます。続いて、第4条では、内子町小田高校生徒を収容する寄宿舎施設条例の一部改正を行います。小田高等学校の分校化に伴い、条例の名称を「内子町内子高等学校小田分校生徒を収容する寄宿舎施設条例」に改め、第1条において、学校の名称を「内子高等学校小田分校」に、寄宿舎施設の名称を「小田分校寄宿舎施設」とするものでございます。

10ページをお願いします。第5条中、運営審議会を「小田分校寄宿舎施設運営審議会」に、第6条以下、審議会を「運営審議会」とするものでございます。第7条で運営審議会委員の定数、会長・副会長の設置等組織について整理し、第8条では委員について、第1項で委員の要件、第2項で任期を規定するものでございます。続いて、第5条では、内子町立学校給食センター条例の一部改正を行います。

11ページをお願いします。第3条中、「内子町学校給食センター運営委員会」を「内子町立学校給食センター運営委員会」に改め、第2項以下、委員会の目的、要件、任期等を定めるものでございます。

12ページをお願いします。第6条では、内子町立公民館条例の一部改正を行います。第7条中、「内子町公民館運営審議会」を「内子町立公民館運営審議会」に改めます。続いて、第7条では、内子町立図書館条例の一部改正を行います。図書館協議会を規定する第3条において、「号立て」だった条文を「項立て」とし、法制執務上、適切な表記に調整致しております。

13ページをお願いします。第8条では、内子町五十崎凧博物館条例の一部改正を行います。第14条で規定する博物館運営委員会において、第3項で委員の定数を、第4項で委員の要件を規定するものでございます。第9条では、内子町福祉館条例の一部改正を行います。

13ページから14ページかけてでございます。まず、第4条中、館長の任期を2年から1年と改めます。第14条中、各福祉館に置く運営審議会を「福祉館運営審議会」に改め、第2項に

において設置目的を明確化するとともに、第3項で委員の定数を、第4項で任期を規定するものでございます。

14ページです。第10条では、内子町児童館条例の一部改正を行います。運営審議会を規定する第5条において、第1項から4項において、設置目的、委員定数、委員の任期、委員の要件を整理するものでございます。第11条では、内子町障害者地域活動支援センター条例の一部改正を行います。

15ページをお願いします。第4条で規定する運営委員会において、見だしを「運営委員会及び第三者委員会」とし、第1項、第2項において、第三者委員会の規定を追加するものでございます。また、第7条中、規則を規則等と改めます。第12条では、内子町人権尊重のまちづくり条例の一部改正を行います。第7条で規定する審議会の設置については、見だしを「審議会の設置等」に改め第2項以下で、審議会設置の目的、委員の定数、委員の要件、委員の任期等を規定するものでございます。

16ページから17ページにかけてでございます。第13条では、内子町農村活性化センター条例の一部改正を行います。第5条で規定する経営委員会の活動実績がないことから規定を削除し、以下第6条を第5条に、第7条を第6条に、第8条を第7条に改めるものでございます。

17ページから18ページをお願いします。第14条では、内子町営住宅条例の一部改正を行います。町営住宅入居者の選考における住宅困窮度の判定基準について規定する第8条第4項中、町長が規則に委任している「選考委員会」を、「内子町営住宅入居者選考委員会」に改めるものでございます。

18ページをお願いします。最後に、第15条では、内子町景観まちづくり条例の一部改正を行います。各条文中、「景観まちづくり評価員」を「景観まちづくり評価員会」に改め、第27条において、委員の定数・任期を整理するとともに、内子町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例により定められていることにより、第3項に規定する任用根拠の条文を削除するものでございます。なお、この条例の施行日は、令和2年4月1日でございます。以上、議案第60号、内子町附属機関設置条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 只今、説明を受けたように15の条例を改正する一括した提案なんですが、その改正の施行日は令和2年4月1日という説明を受けたんですが、これは15の条例ともにそういう施行日という説明だったように思うんですが、その中において説明資料の11ページ、第5条ですか、学校給食センター運営に関する条例改正、これにおいて新旧対照表に施行日が明示をしてあります。先ほどの説明と違う施行日が明示してあるんですがどう理解したらよいでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 附則につきましては、今回の一部改正条例がお認めをいただきますと

附則の次にまた新たに附則として施行日が追加されるというものでございまして、ここの附則で謳っている平成17年1月1日から施行するということが変わるわけではございません。これはあくまで条例の附則として残るということでご認識いただけたらと思います。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 学校給食センターの条例だけ残るんで他の条令には以前の施行日というのは明示してないんですが、どう理解したらよいでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 資料の調整上、記述を省略させていただいている部分がございます。ここだけ附則を載せております関係は、別表第3条関係を載せておりますので、ここも掲載するということが連続して掲載をしているということなので、特にここだけ附則を載せているというわけではなくて省略できる場所は資料として省略しているということでご認識いただけたらと思います。当然、他の条例につきましても附則で施行日は謳われているということでございます。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 12ページの第6条の内子町立公民館の位置はどこでしょうか。公民館はどこのことを言われているか。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤自治・学習課長。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） ここで謳っております内子町立公民館運営運営審議会の内子町立公民館と言いますのは、現在、町内にあります5つの自治センターのことでございます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 自治会制度になって我々は自治会館という名称で呼んでおるんですけど、それでも公民館という形で残しているんですか。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤自治・学習課長。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 自治センターというのは名称でございまして、条例上は内子町立公民館条例という中で公民館として謳ってございます。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論をおこないます。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します

これより、「議案第60号 内子町附属機関設置条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条

例の制定について」の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 6 1 号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第 8 議案第 6 1 号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

[稲本隆壽町長登壇]

○町長（稲本隆壽君） 議案第 6 1 号、内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、内子町附属機関設置条例及び内子町附属機関設置条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定のため、内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

[山岡敦総務課長登壇]

○総務課長（山岡敦君） それでは、私の方から、議案第 6 1 号、内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明致します。

議案書 1 の 4 0 ページをお願いします。本案につきましては、内子町附属機関設置条例及び内子町附属機関設置条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定をうけ、内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

4 1 ページから 4 8 ページにかけて条例案を掲載しており、別表におきまして、各委員等の報酬の額、旅費の額を定めております。説明につきましては、議案等説明資料 4 - 2 でご説明を致します。

まず、新旧対照表の見方につきましてご説明致します。「旧」欄の青字は削除するもの、「新」欄の赤字は新たに追加するもの、両欄共通で、赤い下線は改正をする箇所でございます。この度の改正箇所は、複数の部署で多岐にわたりますので、一つひとつの説明は省かせて頂きますが、この度の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、新地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号で厳格に規定された非常勤特別職に該当しない職、また設置する必要がなくなった職については、非常勤特別職から削除することと致します。また、規則や要綱、要領等の規定に止まり、条例で規定されていなかった附属機関の委員を含め、ただ単に「専門委員」として準

用していた委員については具体的に新たに区分するものとし、新たに設置された附属機関の委員については追加をするなど整理を致しているところでございます。また、「三役相当額」とあるのは、「特別職相当額」に改めると共に、報酬の額、旅費の額についても、この際の改正にあわせて一部見直しを行っております。なお、この条例の施行日は、令和2年4月1日でございます。以上、議案第61号、内子町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第61号 内子町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第62号 内子町認定こども園条例の制定について

○議長（森永和夫君） 「日程第9 議案第62号 内子町認定こども園条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第62号、内子町認定こども園条例の制定につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園として、内子町立五十崎幼稚園と内子町立こぼと保育園を統合し、内子町立認定子ども園を設置するため、内子町認定こども園条例を制定するものでございます。

その内容につきましては、保健福祉課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

〔曾根岡伸也保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議案第62号、内子町認定こども園条例の制定についてご説明申し上げます。議案資料1の50ページをお開きください。令和2年4月開設を予定しており

ます内子町立認定こども園の設置に関し、必要な事項を定めるため、内子町認定こども園条例を制定するものでございます。内容につきましては、条文に沿いご説明を申し上げます。第1条でございます。第1条では、その趣旨を規定しております。小学校就学前の子どもに対し、教育及び保育を一体的に提供するとともに地域の子育て家庭に対する支援を行うためと規定をさせていただいております。第2条では、認定こども園の類型を規定しております。第3条、施設の名称、位置及び類型を定めております。名称は、内子町立五十崎こども園とし、五十崎幼稚園とこぼと保育園を統合して設置することから、位置は内子町五十崎甲945番地1、類型につきましては幼稚園と保育園とが連携をして一体的な運営をおこなうことから、幼保連携型と致します。第4条では、認定こども園がおこなう事業について規定しております。1号では、児童福祉法に規定する乳児または幼児に対する保育、第2号で学校教育法第23号各号に掲げる目標の達成に向けた教育、第3号では地域における教育及び保育に対する需要に照らして必要と認める事業、第4号では、その他、町長が必要と認める事業と定めております。第5条から第8条にかけては入園資格、入園の許可や制限等について規定しております。入園資格につきましては、満3歳以上の子ども及び保育を必要とする子どもとし、3歳未満児についても保育が必要であれば、入園できることとしております。第9条では、保育料について規定しており、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号の規定「政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額」としており、その額については、内子町子ども・子育て支援法施行規則により、3歳以上児並びに住民税非課税世帯の0歳から2歳児を無償としておるところでございます。第10条以降で時間外保育事業、一時預かり保育事業、保育料の納付期限、第13条では食事の提供等に要する費用負担について規定しております。附則においてこの条例の施行期日を令和2年4月1日からとし、本条例制定にあわせ附則第3号において「内子町保育所条例」を廃止することとしております。以上、議案第62号、内子町認定こども園条例についての説明を終わります。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史君） 条例に対してはまったく異議はないわけですが、条例とは別ですけど、保育を必要とする子どもに対してそれだけの教員、それと施設が十分あるのかどうか。その点だけ。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） まず、施設が十分にあるのかどうかということでございますけれども、議員、ご存知のとおり現在、こぼと保育園、それから五十崎幼稚園を一体的に運営するため、必要な保育室を一部屋増築をしておるところでございます。これにより、必要な保育施設は確保できると考えておるところでございます。人員につきましては保育士の人員不足が深刻でございます。今、来年から始まります会計年度任用職員の募集を現在、かけているところでございます。人員確保に努めて参りたいと考えているところでございます。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） 51ページの第6条第7条に関する事なんですけど、認定こども園に入園させる保護者は町長の許可を受けなければならないとなっております、その後の制限のところでは許可をしないものという1番の感染症の疾病にかかっていると認められる時となっているんですけど、これは保護者が町長に入園の許可をとった手続きをした時の症状のことを言うのか、それとも途中でこういう感染症がある場合は、許可を取り消すということになるのでしょうか。それについて質問します。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 入園児、それから入園後についても感染症に感染した場合、それが認められる場合は、入園を許可しない場合があるとお考えください。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） 当然のことなんですけど、感染症はインフルエンザなども感染症になると思うんですよ。となると、こういう文言ではだいたいはわかりはするんですけど、途中でインフルエンザにかかったら、普通、病院から学校に行くな、会社に行くなということになるんで、当然のことではあるんですけど、許可をすとか、許可をしないとかいう制限をするという文言の中にただ単に感染症ということを入れるとその時、インフルエンザになったから制限を掛けるということは十分分かるんですけども、許可を取り消すとか取り消さないとなると、ちょっとひねくれた質問になるんですけど、感染症の意味が違ってくるのではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 例えばインフルエンザでありますと、こちらの方としましては、保育園の登園を一定期間、制限をさせていただくということもございますので、そのような入園の制限があるというふうにお考えいただけたらと思います。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 私は第8条の入園許可の取り消しについて解釈を質問したいと思います。過去にも他の保育園あたりでも保育料の滞納も発生をしておったと記憶するんですが、この第8条においてはそこら条例で定める費用を納めなければ入園を取り消すことができるという条文と理解するんですが、できるだけこういうことがないように望みたいと思うんですが、条例においては必要なものは納めなければならないというふうに明確に規定をされておる中で、納める能力があって長期に渡って納めるべき必要なものの滞納があった場合は入園を取り消すことができるという解釈でよろしいでしょうか。

- 保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。
○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。
○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 入園を取り消すことができるという解釈でございます。
○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

- 保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。
○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。
○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 先ほど答弁の中で会計年度任用職員の募集をしておると説明を致しましたが、募集予定でございます。訂正をさせていただきます。
○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんので、これにて質疑を終結します。
お諮りします。「議案第62号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

- 議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。
よって、「議案第62号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定致しました。
ここで暫時休憩します。午前11時15分より再開します。

午前11時 6分 休憩

午前11時15分 再開

- 議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第10 議案第63号 内子町下水道条例の一部を改正する条例について

- 議長（森永和夫君） 「日程第10 議案第63号 内子町下水道条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

- 町長（稲本隆壽君） 議長。
○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第63号、内子町下水道条例の一部を改正する条例につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、内子町下水道条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、建設デザイン課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- 建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。
○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議案第63号、内子町下水道条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案資料1の53ページから、また議案説明資料4につきましては28ページでございます。それでは、議案書1の53ページをお開きください。内子町下水道条例の一部改正でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、内子町下水道条例の一部を改正するものでございます。

法律の改正内容は、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するものでございます。詳細は、議案説明資料4の28ページからの新旧対照表でご説明致します。まず、第6条の2第3項第1号中「エ」を「オ」に改め、第6条の3第1項第4号ア中「成年非後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産者手続開始の決定を受けて」に改め同号エ中「ウ」を「エ」に改め同号中「エ」を「オ」とし、ウの次に、エとして、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な知識、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者を加えます。

次の29ページになりますが、6条の7第2項第1号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第2号中「次項」を「第4項」に改め、同項に、「(3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な知識、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」を加え、第6条の7中「第3項」を「第4項」とし、第2項の次に「(3) 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、町長にその旨を届けるものとする。」を加えます。第6条の9第3項中「第6条の7第3項」を「第6条の7第4項」に改め、第6条の12中「あったとき」の次に「、第6条の3第1項第4号ア、エ若しくはオのいずれかに該当するに至ったとき」を加えるものでございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第63号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第63号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第64号 内子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について

「日程第11 議案第64号 内子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第64号 内子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例につきましては、内子町立五十崎幼稚園の認定こども園への移行に伴い、内子町立幼稚園設置条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、学校教育課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

〔泉邦彦学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（泉邦彦君） それでは、議案第64号、内子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書1の55ページをお開きください。内容につきましては、議案等説明資料4の30ページでございます。令和2年4月1日から内子町立五十崎幼稚園が認定こども園に移行することに伴いまして、関係条例の一部改正するものでございます。以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論には入りません

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第64号 内子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第65号 内子町誌編纂委員会設置条例を廃止する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第12 議案第65号 内子町誌編纂委員会設置条例を廃止する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第65号 内子町誌編纂委員会設置条例を廃止する条例につきまし

ては、内子町誌編纂事業の完了に伴い、内子町誌編纂委員会設置条例を廃止するものでございます。

その内容につきましては、自治・学習課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤自治・学習課長。

〔黒澤賢治自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 議案第65号「内子町誌編纂委員会設置条例を廃止する条例について」ご説明申し上げます。

資料1議案書の57ページ、58ページをお開きください。また、資料4の議案説明資料は、31ページに新旧対照表を掲載いたしております。内子町誌の編纂につきましては、平成25年9月議会におきまして、「内子町誌編纂委員会設置条例」の制定についてお認めいただき、その後、編纂委員会・編集委員会を立ち上げ、事業に着手致しました。26年度に文化編、29年度に民俗編、30年度に歴史編を刊行し、当初予定しておりました3編全ての編纂事業を終了したことから、内子町誌編纂委員会設置条例を廃止するものでございます。なお、附則において、本条例の廃止に伴い「内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を改正させていただき、別表の「内子町誌編纂委員会委員」の項及び「内子町誌編集委員会委員」の項を削除することを規定いたしております。以上、「議案第65号」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 町誌編纂におきましては、編纂委員の皆さんには長期にわたってご尽力をいただいて素晴らしいものができてきたように思っております。それで、この条例廃止に伴うものではないに、関連になるんですが、各町誌、今説明があったように、それぞれの分野においての編纂をしていただいて素晴らしい冊子ができておるんですが、町民の皆さんの販売状況、町民だけじゃないと思うんですが、このできあがったものの販売をされておろうと思うんですが、そこらについて状況を説明いただいたらと思います。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤自治・学習課長。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） それぞれの町誌につきましては、文化編が1,500冊、これは印刷部数ですけれども、1,500冊。それから民俗編が1,000冊。歴史編が1,000冊印刷を致しております。その内、11月までの現状でございますけれども、文化編が1,122冊、民俗編が417冊、歴史編が425冊、これは販売寄贈等を含めたものでございます。以上でございます。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第65号 内子町誌編纂委員会設置条例を廃止する条例について」の採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第66号 土地改良事業計画について

○議長（森永和夫君） 「日程第13 議案第66号 土地改良事業計画について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第66号、土地改良事業計画につきましては、内子町が土地改良事業を行うにあたり、計画の概要を定めることにつき、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、産業振興課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

〔入海孝産業振興課長登壇〕

○産業振興課長（入海孝君） それでは、議案第66号、土地改良事業計画について、ご説明申し上げます。定例会資料1は59ページ、議案説明資料4は、32から33ページでございます。それでは、資料1の59ページをご覧いただきたいと思っております。提案の理由でございますが、内子町が土地改良事業を行うにあたりまして、土地改良法第96条の2第2項の規定によりまして、記載しております土地改良事業の計画の概要を定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。事業名は、水利施設等保全高度化事業（内子・五十崎地区）でございます。事業地は、内子町大瀬中央・内子町大久喜地区でございます。事業種別及び事業量といたしましては、二地区とも農業用排水施設を整備するもので、大瀬中央は、揚水機2基・配水槽2個所、用水管2,280mを、大久喜地区は、揚水機1基・配水槽1個所、用水管として、1,070mを整備するものでございます。事業に伴います経費は、総額1億3,500万円を見込んでおり、施工方法は請負により、令和2年度着工、完成は令和4年度とする施工期間を予定しております。詳細につきましては、議案説明資料で説明させていただきたいと思っております。

資料4の32ページをご覧いただきたいと思っております。まず、事業の目的でございますが、「第1章目的」に記載のとおり、工事工区内の老朽化した揚水施設の更新を含め、開水路をパイプライ

ン化することによりまして、維持管理や水管理の省力化を図るとともに、漏水等によります配水ロス、また、配水槽と自然圧パイプラインの組み合わせによりまして、揚水機の維持経費コストの低減を図るものでございます。次に、事業に必要な費用の概算と致しまして、右側、「第6章 費用の概要」に記載しておりますとおり、中野工区は、事業費総額7,700万円を予定しております。「計画の要旨」につきましては、次の33ページに「計画概要図」がございますので、そちらをご覧くださいと思います。中野工区は、図面右下の拡大図でございます。大瀬中央、国道379号を小田方面に向かひまして、右側の中野区の農地でございます。中段の表「事業概要」に記載のとおり、揚水機・配水槽・用水管を整備するもので、地区の受益戸数は、25戸。受益面積は、田んぼ5.3haでございます。

次に、大久喜工区でございます。大久喜工区については、図面左下の拡大図のとおり、大久喜地区でございます。県道鳥首五十崎線を肱川方面に向かって、左下、大久喜区の農地ということでございます。工事の内容は、先ほどと同じ右側、中段の表、「事業概要」に記載しておりますとおり、揚水機・配水槽・用水管を整備するもので、地区の受益戸数は、42戸、受益面積は、田んぼ6.1haでございます。大久喜工区の実業費総額は、資料の32ページに戻っていただいて、右側の「第6章 費用の概要」欄に記載のとおりでございます。5,800万円を予定しておるものでございます。二地区の実業費総額はあわせて、1億3,500万円でございます。費用の負担を中段の表に記載しておりますが、国が経費の55%、県が5%、受益者負担と致しまして、地元分担金としましては、条例に基づき実業費の8%を予定し、残額となる32%を町が負担する計画でございます。本事業の実施によりまして、老朽化した揚水施設、また用水管等を整備、改修することによりまして、水稻を中心と致しました営農活動が持続され、食料の安定供給が図られるものというふうに思っております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） この事業に対しての直接の質問ではないんですけど、関連するとは思いますが、両地区とも小田川の河川の水をくみ上げて水道関係に利用されているんですけども、よくこういう河川の地下水というんですかね。これをくみ上げると、水温が低いので水稻の生育に影響するんじゃないかというふうに聞くんんですけど、こういう対策か何かというのは何か現在他の事業でも対策があるのかどうかお尋ねします。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） 今の河川からの取水ということにつきましては、水利権の設定がございまして、下流域の水源を確保するという事で定められた量以上の取水はできないということでこの基準に届出によりまして認められた水量を取水するという事で下流域にとっては影響はないというふうに考えております。

失礼しました。水温については特に影響はないと思っております。

○議長（森永和夫君） 他にありませんか。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 二地区の事業規模を見ると、今回の事業は3か年に渡って実施をしていくという計画なんですけど、事業規模から言えば2か年でもできる規模かなとも思うんですが、こちら3か年かけてということは国当たりの補助の枠の関係でしょうか。施工上、やはり3年かけんとできないものでしょうか。農家にとっては1年でも早くこういう改良ができる方が望ましいと思うんですが、3年をかけてという理由があれば説明をいただきたいと思います。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） 今の概要でございます。中野地区については一応、2か年で計画をしております。大久喜地区については、こちらについては一応3か年という計画で予定をしております。用地について若干、譲渡をいただくというふうなことがございます。また、取水槽、排水槽の関係の整備というふうなところと、また管路というふうなところでポンプ室、それから排水槽、配管というところで大久喜地区については若干、生活道との絡みもあるということで工期を少し長めにとっておまして3か年という計画でございます。

○議長（森永和夫君） 他にありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します

お諮りします。「議案第66号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第66号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第67号 平成31年度内子町一般会計補正予算（第4号）について

日程第15 議案第68号 平成31年度 内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第16 議案第69号 平成31年度 内子町水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第17 議案第70号 平成31年度 内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○令和議長（森永和夫君） 「日程第14 議案第67号 平成31年度内子町一般会計補正予算（第4号）について」「日程第15 議案第68号 平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」「日程第16 議案第69号 平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について」「日程第17 議案第70号 平成31年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について」以上4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第67号、平成31年度内子町一般会計補正予算（第4号）について、議案第68号、平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第69号、平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第70号、平成31年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明致します。

資料番号2をご覧ください。まず、水色の仕切りでございます。議案第67号、平成31年度内子町一般会計補正予算（第4号）でございます。

1ページをお開きください。平成31年度内子町一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ4,476万1,000円を追加致しまして、歳入歳出予算の総額を103億1,988万5,000円とするもので、前年度の12月補正後予算と比較して11.3%の減、額にして13億1,716万8,000円の減額となっておりますのでございます。

10ページをお開き下さい。表の右側、補正額の財源内訳・合計欄に示しておりますように、一般会計補正予算（第4号）に充当致します財源は、国県支出金904万4,000円の増額、地方債710万円の減額、一般財源5,459万4,000円の増額となっております。

主な歳入をご説明致します。11ページをお開き下さい。8款1項、地方交付税でございます。令和元年度普通交付税の額の確定に伴い、1億7,618万7,000円を増額致しまして、46億618万7,000円と致しております。普通交付税は、昨年度と比較すると5,706万2,000円の減額となっており、令和2年度より合併算定替えの特例期間が終了し、一本算定されることとなります。同じく11ページの下段でございます。13款2項7目、消防費県補助金でございます。災害情報伝達設備強化支援事業費補助金として2,960万円を計上致しております。9月補正で歳出予算を計上しました戸別受信機に対する補助金の確定にともない、12月補正で歳入を計上するものでございます。

13ページをお願いします。16款1項、基金繰入金でございます。普通交付税、繰越金の額の確定によりまして、一般財源の予算を計上したことに伴い、2億5,063万4,000円を減額補正しております。

続きまして、主な歳出をご説明致します。14ページをお開きください。上段の2款1項4目、電算管理費でございます。会計年度任用職員制度に対応する人事給与システムの改修に要する経費として、176万円を増額補正しております。

15ページをお開きください。上段の3款1項8目、介護保険費でございます。介護報酬改定などにより給付が伸びたことにより、介護保険事業特別会計への繰出金を595万8,000円、増額補正しております。その下でございます。3款2項2目、保育園費でございます。認定こども園開設に伴う備品の購入として、186万4,000円を工事費から組み替えております。また、くるみ保育園及び広域入所者の増加に伴い、運営負担金や入所負担金として650万円を増額補正しております。

16ページをお開きください。中段の6款1項3目、農業振興費でございます。地域農業の活

性化を図るため、町内の農業者が行う農林業施設整備事業に対して、50%以内の補助金を交付する事業に150万円を増額補正しております。

17ページをお開きください。上段の6款2項3目、林業施設費につきましては、4,014万円の減額補正を行っております。その内訳でございますが、まず農山漁村地域整備交付金として事業申請をしておりました林道蔵ヶ谷面谷線については、台風10号による林道路線の休止に伴い減額補正を、林道室屋谷線については、委託料から工事請負費への組み替えを行っております。

18ページをお開きください。上段の8款3項1目、河川及び防災費でございます。上重松地区及び鶴川地区の追加内示により537万3,000円を増額補正しております。

19ページをお開きください。下段から20ページかけまして11款1項、農林水産施設災害復旧費でございます。8月15日に発生した台風10号における災害箇所として、農地3箇所、農業用施設3箇所、林道1箇所等の復旧における工事費等で、合計1,130万6,000円を増額補正しております。また、基金を管理している中で、5つの基金で4種類の国債を保有しておりましたが、経済の動向や国際状況により満期まで保有するよりも売却益が生じるため、8月21日及び9月2日にその国債をすべて売却いたしました。その売却益の合計は2,462万4,509円で、その売却収入及び売却に係る利息収入等を基金に積み増しを行っております。あわせて、麓団地の土地売却益についても基金へ積立を行うこととしており、20ページの13款1項1目 基金費として、総額3,598万9,000円を、ページが戻りますが、14ページの中ほど、2款1項7目、土地開発基金として、618万2,000円の積立に係る予算を計上しております。

続きまして、ピンク色の仕切りでございます。議案第68号、平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

1ページをお開きください。平成31年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ4,783万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億5,678万5,000円とするものでございます。

主な歳入につきましては、7ページをお開きください。中程の4款2項、国庫補助金でございます。高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組を推進するための交付金として、6目の保険者機能強化推進交付金に219万円を計上致しております。

続いて、主な歳出としましては、9ページをお開きください。中程の2款1項 介護サービス等諸費です。訪問介護、通所介護などの比較的利用の少なかった1目の居宅介護サービス給付費、グループホームなど3目の地域密着型介護サービス給付費については減額を行う一方で、介護報酬改定などにより給付が伸びた5目の施設介護サービス給付費については4,240万円の増額補正をおこなっております。

続きまして、浅黄色の仕切りでございます。議案第69号、平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。11ページをお開きください。資本的収入において、県と共同で工事を行う第7次拡張事業及び中山間地域総合整備事業において、県からの負担金1,550万円を、また有価証券売却益として1億164万4,000円を計上しております。資本的支出においては、資金運用のための有価証券購入のため1億500万円の増額補正等をおこなって

おります。

続きまして、同じく浅黄色の仕切りでございます。議案第70号、平成31年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

12ページをお開きください。収益的収入及び支出において、入札減等により修繕費を201万9,000円減額。

13ページの資本的収入及び支出においては、公共汚水枡の設置工事費として121万6,000円を増額。また、汚泥用空気圧縮機の取り替え工事費として95万7,000円を計上しております。以上、「議案第67号」から「議案第70号」までの補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 後日の審議の中でもかまんとは思うんですが、一般会計の会計処理について、ちょっと質問をしたいと思います。歳入の方で繰越金として7,585万円の増額補正がされておるんですが、これは30年度の決算に伴う繰越額が出ておりました。それが2億7,585万と。30年度決算においてはそういう金額が出ておったんですが、それが9月補正ではなしに、12月補正まで7,500万円あまりの金額が予算書にはどこにも出てきておりません。こういう行政の会計処理はこういうものだと言われればそれまで。決算時においてはその財源の必要な歳出項目がなかったと言えればそれまではあるんですが、先ほど言いましたように7,500万あまりの金額というものがどこにも明示がない。それが今回初めて繰越金として、予算書の中に出てきておるということに対することの処理の説明をいただきたいと思います。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 平成30年度の決算、繰越金の額が確定したことによる今回の補正ということで間違いございません。なぜ、9月補正で確定した段階で計上せず、今回になっているのかというような趣旨のご質問だろうと思うんですが、財政上としては留保している財源をとりあえずは確保しておいて今回の補正に計上したということでございます。予算の財源の充当につきましては基金等の一般財源、それから起債等、補助金等いろいろございますけれども、それは予算組のテクニック上の問題でありまして、なぜしなかったかということにつきましては、他の財源でとりあえず予算を組んでいたというところでございます。今回、改めて、繰越金の額を一般財源として充当いたしましたのでその分他のところの充当していた財源も調整させていただいているというところでございます。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 今、課長から説明があったことでそれは十分理解ができるわけですが、一般的な会計処理としてやはり一つの団体の金銭というのは、常に歳入と歳出が表示されるものだろうというふうには私は思うんですが、自治体の行政の会計というのはこういうものだろうというふうなことも理解できるわけですが、今、説明受けたことをあれすれば、お金はあるぞと、7,

000万あまりのお金はあるぞ。しかし、使い道がないので、一般的に言えばへそくり的においとく。そういう財源が必要になってきたら、予算計上して表へ出してくるというようなとらえ方もできるわけです。なぜ、9月時点で前年度の繰越金が確定した段階で予備費等に置いとく。はつきり31年度の予算書の中に歳出は予備費あたりでその額が明示できないのか。何かその金額がどこにも表面化しないんですよ。半年あまり。それがなぜかなと思ってずっと決算時点から考えよるんですが。過去から行政の会計処理はこういうものだと言われればそれまでなんですが。その点について。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 予算も組む段階で財源の確保というのはしないといけないと思っております。それは当たり前のことです。例えば予備費に計上しても、予備費何の目的に使うのかという明確な目的がなく、予備的なものということです。9月時点でいろんな事業をやりますけど、その事業ごとには、例えば基金を取り崩して事業をする。起債を充てて事業をするというある程度明確な方針で予算を組んでいます。事業執行状況にもよりますが、ある程度事業を執行していつて例えば当初の予定よりはいらなくなった場合には起債を充てているけど、起債を少し少なめにしようとかですね、そういう判断が強いられてきます。それがなかなか9月時点で難しいところもあります。ある程度はつきり事業が進行したり、決算の目途がある程度ついてくる段階で補正をするとより確実な予算執行にも資するのではないかなと考えております。いずれにしましても繰越分の財源を予算化してないということにつきましては、他のところの財源でカバーをしているということなので、最終的に3月の補正できちんと帳尻があうということは当然だろうと思うんですけども、そういう年度途中の予算の組み方につきましては、事業執行状況によるということでご理解いただいたらというふうに思います。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第67号」から「議案第70号」までの4議案は、予算決算常任委員会に付託することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第67号」から「議案第70号」までの4議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第71号 内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（森永和夫君） 「日程第18 議案第71号 内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題と致します。

提出者の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第71号、内子町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

内子町固定資産評価委員会委員の藤崎靖博氏が、令和2年2月15日に任期満了となるため、引き続き藤崎靖博氏を選任致したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

藤崎靖博氏は、昭和31年2月4日のお生まれで、内子町内子1936番地にお住まいでございます。教員として長年お勤めされ、五十崎中学校の校長を最後に退職されました。人格識見ともに申し分なく、内子町固定資産評価審査委員会委員として適任であると存じます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） 本案に対する質疑を許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、質疑を終結します。本案は、人事関係でございますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。本案を原案のとおり、これに同意することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

従って、本案は、原案のとおり、これに同意することに、決定しました。

日程第19 議案第72号 内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（森永和夫君） 「日程第19 議案第72号 内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題と致します。

提出者の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第72号、内子町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。内子町固定資産評価委員会委員の藤村俊仁氏が、令和2年2月15日に任期満了となるため、引き続き藤村俊仁氏を選任致したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

藤村俊仁氏は、昭和32年9月27日のお生まれで、内子町本川3957番地1にお住まいでございます。えひめ中央農協の職員として長年お勤めされ、退職後は内子町商工会の事務局長としてご活躍されました。人格識見ともに申し分なく、内子町固定資産評価審査委員会委員として適任であると存じます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） 本案に対する質疑を許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、質疑を終結します。

本案は、人事関係でございますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。本案を原案のとおり、これに同意することに、賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

従って、本案は、原案のとおり、これに同意することに、決定致しました。

日程第20 議案第73号 内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（森永和夫君） 「日程第20 議案第73号 内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

[稲本隆壽町長登壇]

○町長（稲本隆壽君） 議案第73号 内子町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。内子町固定資産評価委員会委員の森石重満氏が、令和2年2月15日に任期満了となるため、後任として久保和繁氏を選任致したく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

久保和繁氏は、昭和24年4月22日のお生まれで、内子町平岡甲513番地5にお住まいでございます。長年、町内で婦人服製造会社を営み、内子町商工会で役員を務められるなど地域経済の発展に尽力され、地域の顔として天神小学校PTA会長や西沖自治会長を歴任されました。人格識見ともに申し分なく、内子町固定資産評価審査委員会委員として適任であると存じます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） 本案に対する質疑を許します。

[「なし。」の声あり]

○議長（森永和夫君） ありませんので、質疑を終結します。

本案は、人事関係でございますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。本案を原案のとおり、これに同意することに、賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

従って、本案は、原案のとおり、これに同意することに、決定致しました。

日程第21 議案第74号 内子町教育委員会委員の任命について

○議長（森永和夫君） 「日程第21 議案第74号 内子町教育委員会委員の任命について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

[稲本隆壽町長登壇]

○町長（稲本隆壽君） 議案第74号、内子町教育委員会委員の任命についてでございます。内子町教育委員会委員の横田光敏氏が、令和2年2月15日任期満了のため、横田光敏氏を引き続いて再任致したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

横田光敏氏は、昭和40年7月20日のお生まれで、内子町内子1613番地にお住まいでございます。長年、町内で酒類販売会社を経営され、地場産業と地域経済の発展にご尽力されると同時に、教育行政にも幅広く精通されておられます。人格識見ともに申し分なく、内子町教育委員会委員として適任であると存じます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） 本案に対する質疑を許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

本案は人事案件でございますので、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

従って、討論を省略し、直ちに採決に入ります。本案を原案のとおり、これに同意することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

従って、本案は、原案のとおり、これを同意することに決定致しました。

○議長（森永和夫君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了致しました。本日、各常任委員会に付託しました、議案の審査報告については、12月13日の本会議でお願いを致します。次の本会議は、12月13日、午後3時に開会致します。

本日は、これをもって散会致します。

午後 0時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和元年12月第107回内子町議会定例会会議録（第3日）

- 招集年月日 令和元年12月 5日（木）
 ○開会年月日 令和元年12月13日（金）
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 大西啓介君 | 2番 | 関根律之君 |
| 3番 | 向井一富君 | 4番 | 久保美博君 |
| 5番 | 森永和夫君 | 6番 | 菊地幸雄君 |
| 7番 | 泉浩壽君 | 8番 | 大木雄君 |
| 9番 | 山本徹君 | 10番 | 才野俊夫君 |
| 11番 | 下野安彦君 | 12番 | 林博君 |
| 13番 | 山崎正史君 | 14番 | 寺岡保君 |
| 15番 | 中田厚寛君 | | |

- 欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

- | | | | |
|-----------|-------|----------|--------|
| 町長 | 稲本隆壽君 | 副町長 | 小野植正久君 |
| 総務課長 | 山岡敦君 | 住民課長 | 二宮善徳君 |
| 税務課長 | 吉川博徳君 | 保健福祉課長 | 曾根岡伸也君 |
| 会計管理者 | 稲葉勉君 | 建設デザイン課長 | 正岡和猶君 |
| 町並・地域振興課長 | 林慎一郎君 | 産業振興課長 | 入海孝君 |
| 小田支所長 | 大森豊茂君 | 環境政策室長 | 中嶋優治君 |
| 政策調整班長 | 畑野亮一君 | 上下水道対策班長 | 上石富一君 |
| 危機管理班長 | 松岡裕樹君 | | |
| 教育長 | 山岡晋君 | 学校教育課長 | 泉邦彦君 |
| 自治・学習課長 | 黒澤賢治君 | | |
| 代表監査委員 | 赤穂英一君 | 農業委員会会長 | 堀本健二君 |

○出席した事務局職員の職氏名

- 事務局長 林純司君 書記 和氣啓介君

○議事日程（第16号）

令和元年12月13日（金）午後 3時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 議事日程通告

- 日程第 3 議案第56号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第57号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第58号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第62号 内子町認定こども園条例の制定について
- 日程第 7 議案第63号 内子町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第66号 土地改良事業計画について
- 日程第 9 議案第67号 平成31年度内子町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第68号 平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第69号 平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第70号 平成31年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 受理第 2号 国民健康保険税（料）を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める請願書
- 日程第14 発議第 1号 新深山荘計画に対する決議について
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第16 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15

午後 3時00分 開会

○議長（森永和夫君） それでは、ただ今から、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（森永和夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、10番、才野俊夫議員、11番、下野安彦議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（森永和夫君） 日程第2 議事日程通告をします。本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第16号のとおりであります。

まず、6日に行われました議案第62号「内子町認定こども園条例の制定について」の審議において、下野安彦議員の質疑に対する答弁の中で、一部説明不足があり、補足説明したいとの申し出がありました。これを許可し、理事者に再答弁を求めます。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議案第62号、内子町認定こども園条例の制定についてのご質疑の中で、下野議員から条例案第7条第1号の入園制限の詳細、感染症の定義についてのご質疑への答弁に説明不足がございました。お詫びして再度この件に関する補足説明をさせていただきます。従前より児童福祉施設での子どもの健康診断および保健的対応につきましては、学校保健安全法に準拠して実施しております。内子町認定こども園条例第7条第1号で、入園制限を行う具体的なその疾病の種別につきましても、この学校保健安全法を準拠し、その施行規則で規定されております感染症のうち、エボラ出血熱、ペスト、ジフテリアなどの第一種感染症に罹患している場合がこの条文の入園制限に当たるものでございます。条例等で詳細は定めず、学校保健法施行規則に準用しておこなうということにしております。以上でございます。

○議長（森永和夫君） 只今の答弁に対し、下野安彦議員の再質問を許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これから議事日程に従って提出議案の審議に入ります。

日程第 3 議案第 56号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（森永和夫君） 「日程第3 議案第56号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

久保総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保総務文教常任委員長。

〔久保美博総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（久保美博君） ご報告申し上げます。去る12月6日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、「議案第56号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、「議案第56号」は、原案のとおり可決すべきものと定めるものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の制定は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の整備に関する条例を制定するものです。委員の質疑においては、「内子町印鑑登録証明事務条例の一部改正における「意思能力を有しない者」の見極めは。」との質問に対し、「印鑑登録時には法定代理人と一緒にすることになるが、窓口で聞き取りなどをしながら判断したい。」との答弁でありました。採決の結果、「議案第56号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

久保委員長、席にお戻りください。

これより、討論をおこないます。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

「議案第56号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は「可決」です。「議案第56号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第56号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 5 7 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（森永和夫君） 「日程第4 議案第57号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

久保総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保委員長。

〔久保美博総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（久保美博君） ご報告申し上げます。去る12月6日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、「議案第57号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、「議案第57号」は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の制定は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備に関する条例を制定するものです。委員の質疑においては、「第6条 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部改正の主旨は、会計年度任用職員は該当しないという意味で良いのか。」との質問に対し、「会計年度任用職員が育児休業している場合は、期末手当を支給しないという内容である。」との答弁でありました。採決の結果、「議案第57号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑をおこないます。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

久保委員長、席にお戻りください。

これより、討論をおこないます。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

「議案第57号」の採決をおこないます。本案に対する委員長報告は「可決」です。「議案第57号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第57号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 58号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 制定について

○議長（森永和夫君） 「日程第5 議案第58号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

久保総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保委員長。

〔久保美博総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（久保美博君） ご報告申し上げます。去る12月6日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、「議案第58号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、「議案第58号」は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告を致します。今回の制定は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するものです。委員の質疑においては、「フルタイムの会計年度任用職員は、ほぼ正職員と同等の職務を対応すると考えるが、手当等に差があるのはなぜか。」との質問に対し、「会計年度職員には、住居手当や扶養手当等規定されていないが、一般職員との均衡を保つため、このような改正となっている。」との答弁でありました。採決の結果、「議案第58号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑をおこないます。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

久保委員長、席にお戻りください。

これより、討論をおこないます。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

「議案第58号」の採決をおこないます。本案に対する委員長報告は「可決」です。「議案第58号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第58号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 6 2 号 内子町認定こども園条例の制定について

○議長（森永和夫君） 「日程第6 議案第62号 内子町認定こども園条例の制定について」を議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

[大木産業建設厚生常任委員長登壇]

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。去る12月6日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、「議案第62号 内子町認定こども園条例の制定について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第62号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の制定は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園として、内子町立五十崎幼稚園と内子町立こぼと保育園を統合し、内子町立認定こども園を設置するため、内子町認定こども園条例を制定するものです。委員の質疑においては、「五十崎こども園が幼保連携型となるメリットは。」との質問に対し、「保護者の就労形態によって転園をする必要もなく、幼稚園の教育水準を導入することにより、質の高い保育幼児教育が実現できる。」との答弁でありました。採決の結果、「議案第62号」は、全会一致により、「原案のとおり可決すべきもの」と決定しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし。」の声あり]

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし。」の声あり]

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。

「議案第62号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。「議案第62号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第62号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7 議案第63号 内子町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第7 議案第63号 内子町下水道条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

〔大木産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。去る12月6日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、「議案第63号 内子町下水道条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第63号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、内子町下水道条例の一部を改正するものです。委員の質疑においては、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置となれば、他の条例にも関係するのでは。」との質問に対し、「水道に関しては規則等で定めており、条例についてはこれだけである。」との答弁でありました。採決の結果、議案第63号は、全会一致により、「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

「議案第63号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。議案第63号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第63号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8 議案第66号 土地改良事業計画について

○議長（森永和夫君） 「日程第8 議案第66号 土地改良事業計画について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。去る12月6日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、「議案第66号 土地改良事業計画について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第66号」は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。内子町が内子町大瀬中央地区と大久喜地区とで土地改良事業を行うにあたり、計画の概要を定めることにつき、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。委員の質疑においては、「保存すべき動植物が確認された場合の対策は。」との質問に対し、「今年度行った環境調査では、今回の工事で影響を与えるものはないという報告を受けている。」との答弁でありました。採決の結果、「議案第66号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。

「議案第66号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。「議案第66号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立、全員です。

よって、「議案第66号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9 議案第67号 平成31年度 内子町一般会計補正予算（第4号）について

日程第10 議案第68号 平成31年度 内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第11 議案第69号 平成31年度 内子町水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第12 議案第70号 平成31年度 内子町下水道事業会計補正予算(第2号)について

○議長(森永和夫君) 「日程第9 議案第67号 平成31年度内子町一般会計補正予算(第4号)について」「日程第10 議案第68号 平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について」「日程第11 議案第69号 平成31年度内子町水道事業会計補正予算(第3号)について」「日程第12 議案第70号 平成31年度内子町下水道事業会計補正予算(第2号)について」以上、補正予算4議案を一括議題とします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。

中田予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長(中田厚寛君) 議長。

○議長(森永和夫君) 中田予算決算常任委員長。

[中田厚寛予算決算常任委員長登壇]

○予算決算常任委員長(中田厚寛君) ご報告申し上げます。去る12月6日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました補正予算について、12月10日に全委員15名出席のもと、各課長等からの説明を受け、質疑を行い、慎重な審査を行いました。審査の結果につきましては、配付いたしております審査報告書のとおり、「原案のとおり可決すべきもの」でございます。

議案ごとに説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告致します。

議案第67号、平成31年度内子町一般会計補正予算(第4号)につきましては、4,476万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を103億1,988万5,000円とするものです。一般会計補正予算(第4号)に充当する財源は、国県支出金904万4,000円の増額、地方債710万円の減額、一般財源5,459万4,000円の増額などとなっています。まず、主な歳入ですが、地方交付税が、令和元年度普通交付税の額の確定に伴い1億7,618万7,000円を増額し、46億618万7,000円となっています。消防費県補助金ですが、災害情報伝達設備強化支援事業費補助金として2,960万円を計上しています。普通交付税、繰越金の額の確定により一般財源の予算を計上したことに伴い、繰入金を2億5,063万4,000円を減額補正しています。14款、財産収入では、委員から、「土地売払収入に関して、麓団地の土地販売単価の推移と取得補助について。」との質疑に対し、「単価は同じである。補助については、宅地取得補助や住宅建築補助、町内建築業利用補助、町内産材利用補助などがあり、購入促進につながった。」との答弁がありました。次に歳出では、2款、総務費においては、マイナンバー交付事務用タブレット購入に関連して委員から、「マイナンバーカードを紛失した場合どうなるのか。」との質疑に対し、「コールセンターにおいて、365日24時間電話対応により即時停止ができるようになっている。」との答弁がありました。3款民生費においては、認定こども園開設に伴う備品の購入について委員から、「工事請負費から備品への組み替えはできるのか。」との質疑に対し、「議会の承認を得て行っている。」との答弁がありました。6款農林水産業費においては、地域農業の活性化を図るため、町内の農業者が行う農林業施設整備事業に対して、50%以内の補助金を交付する事業に150万円を増額補正しています。委員から、「補助金の限度額以上はどの程度なのか。」との質疑に対し、「見積額ではトマト培養液の灌水システムが297万円、ブドウの雨よけが498万3,000円となっており、上限額の75万円が補助金となる予定で

ある。」との答弁がありました。また、農山漁村地域整備交付金として事業申請をしていた林道蔵ヶ谷谷線については、台風10号による林道路線の休止に伴い減額補正しています。委員から、「上部法面が崩壊して工事ができなくなったということだが、今後は治山工事としてやっていくのか。」との質疑に対し、「治山工事を行い、そのあと路体工事にかかりたい。」との答弁がありました。7款商工費においては、委員から、「小田深山ふれあいの郷の管理委託はどこにするのか。」との質疑に対し、「観光協会がやっていた時と同様に、ソルファオダ株式会社に継続してやっていただく。」との答弁がありました。10款教育費においては、放課後子ども教室の利用者が年々増加していることに関連して委員から、「保護者の負担、指導員の賃金や指導内容は。」との質疑に対し、「利用者の負担は、一人1回400円でひと月5,000円が限度額となっている。指導員は宿題や本を読む指導、遊ぶ時の見守りなどをしており、賃金は1時間840円である。」との答弁がありました。その他、補正予算について多くの質疑がなされました。採決の結果、議案第67号、平成31年度内子町一般会計補正予算（第4号）は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号、平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてですが、歳入歳出それぞれ4,783万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億5,678万5,000円とするものです。主な歳入につきましては、国庫補助金では、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組を推進するための交付金として、保険者機能強化推進交付金に219万円を計上しています。委員から、「保険者機能強化推進交付金の内容は。」との質問に対し、「高齢者の自立度を高めるための取り組みに対して評価されるもので、国の交付金を分け合う形になっている。」との答弁がありました。次に歳出では、介護サービス等諸費では、訪問介護、通所介護などの比較的利用の少なかった居宅介護サービス給付費、グループホームなど地域密着型介護サービス給付費については減額を行う一方で、介護報酬改定などにより給付が伸びた施設介護サービス給付費については4,240万円の増額補正をしています。採決の結果、議案第68号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号、平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）についてですが、資本的収入において、県と共同で工事を行う第7次拡張事業及び中山間地域総合整備事業において、県からの負担金1,550万円を、また有価証券売却益として1億164万4,000円を計上しています。資本的支出においては、資金運用のための有価証券購入のため1億500万円の増額補正等をしています。特に質疑はなく、採決の結果、議案第69号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第70号、平成31年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）についてですが、収益的収入及び支出において、入札減等により修繕費を201万9,000円減額し、資本的収入及び支出においては、公共汚水枘の設置工事費として121万6,000円を増額、汚泥用空気圧縮機の取り替え工事費として95万7,000円を計上しています。特に質疑はなく、採決の結果、議案第70号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

今後とも、活発な討議のもと、チェック機関として議会の責任が果たせるよう、委員各位のご協力をお願いし、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） 質疑、討論を省略し、ただちに採決に入ります。

中田委員長、席にお戻りください。採決は議案ごとにおこないます。

まず、「議案第67号 平成31年度 内子町一般会計補正予算（第4号）について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第67号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第68号 平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」の採決をおこないます。

本案に対する委員長の報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第68号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第69号 平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第69号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第70号 平成31年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第70号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 請願受理第2号 国民健康保険税（料）を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める請願書

○議長（森永和夫君） 「日程第13 請願受理第2号 国民健康保険税（料）を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める請願書」を議題とします。

請願の内容については、配布しております「請願の写し」のとおりであります。お諮りします。この請願については、産業建設厚生常任委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし。」の声あり]

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、「請願受理第2号」は、産業建設厚生常任委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることに決定致しました。

日程第14 発議第1号 新深山荘計画に対する決議について

○議長（森永和夫君） 「日程第14 発議第1号 新深山荘計画に対する決議について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○8番（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木雄議員。

○8番（大木雄君） それでは、発議第1号、新深山荘計画に対する決議について。その提出理由、決議内容、発議に至った経緯等をご説明申し上げます。

発議第1号、新深山荘計画に対する決議について。

新深山荘計画に対する決議を別紙の通り、内子町議会会議規則第14条の規定により提出する。令和元年12月13日提出。

提出者、内子町議会議員、大木雄。賛成者、内子町議会議員、久保美博。内子町議会議員、大西啓介。

提案理由、新深山荘計画について、適正な計画の執行及び町民への説明責任を果たすため決議を提出するものである。

新深山荘計画に対する決議。新深山荘計画については、平成31年3月議会予算決算常任委員会において、「町民の意見をもっと聞くべき」という委員からの質疑に対し、「極力、早い段階でなんらかの方法を取りたい」と答弁があったが、その対応が未だ十分に達成されておらず、多くの町民から各議員に対し、当事業の内容、特に事業費の妥当性について質問や否定的・批判的な意見が寄せられている。普通交付税の減少など厳しい財政状況と人口減少が進む内子町にあって、将来に負のレガシーを残さないよう、以下の事項を履行するよう強く求める。

1. 新深山荘整備事業の執行にあたり、基本計画等、町民及び議会に対して適宜情報を開示し広く意見を求め、その反映に努めること。
2. マーケティング調査や集客プランの作成などを踏まえた事業計画を作成し、当該事業が内子町全体にどのような波及効果を生むのか、町民及び議会への説明責任を果たすこと。
3. 新深山荘の周辺環境や、現実的な収益計画に則った総事業費とすること、及び可能な限り、建築費等整備費用の削減努力をすること。
4. 小田深山の自然環境に配慮し、町民や訪れる人々の憩いの場となるよう、整備計画の見直しも含めて慎重に検討すること。
5. 町長は、議会との信頼関係を重んじ、この決議を最大限尊重するとともに、当決議に関する事後の状況、対応等を遅滞なく議会に報告すること。

以上、決議する。令和元年12月13日、内子町議会。

只今から、経緯についてご説明致します。今、新深山荘の建築にあたり、実施計画が進んでいるが総論は賛成であるが、各論においては議員間、住民の中でさまざまな否定的な意見が多く出

ていて、新深山荘基本計画の議会での説明、産業建設厚生常任委員会視察、小田地区での住民説明会を聞く限りでは可能性の期待ばかりで詳細に渡った経営戦略のプラン等、あいまいで果たして施設の経営が支えられるのか疑問である。内子、五十崎地区でも説明会を開催するとのことであつたが、未だなされていない。決定が決まり次第、開催する予定とのことであるが、それでは建設ありきで意見の反映には至らない思い。それと十分なヒアリングがなされたとは思えない部分もあり、実施設計において、今までの議会の声、住民の改善要望を反映したものになっているか。施工費の妥当性と指定管理者の選定の在り方、評定の内容等情報開示を求め、問題点を洗い出し、改善を求めていく必要を感じている。目論見どおり利益が上がり確信があるのであれば、フランチャイズ方式で建設運営とするのも一つの手ではないかとの思い、さらに、行政視察研修で公設第3セクターで運営を試み、軌道に乗りかけたが、最終的に経営不振に陥り、厳しい財政の中でそれ以上の財政負担はできないと決断。これまで様々な地域振興において、一定の効果があり、今後も債権ができれば今まで同様の地域振興ができると民間譲渡に至った変遷を学んだり、西予市の宝泉坊の施設の無償譲渡の仮契約が終わり、3月議会で関連議案の上程が報道された。また、松野町の森の国ホテル、当町のオーベルジュの現状を見る限り、より慎重であるべきではとの思いがあり、発議に至りました。ご理解の上、ご採択願いますよう、お願いを致します。

○議長（森永和夫君） 本案に対する質疑を許します。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 提出者の大木議員言われる状況は十分、私も理解しておるつもりでございます。この深山荘改築については本年2月の全員協議会で基本構想等、説明を受け、その後31年度の当初予算として設計委託料が計上され、可決をされておると、それに基づいて町長は、実施設計、また細部の検討を進めておられると想像を致します。今、その取りまとめをされておるのではなからうかと私は推測をするわけですが、なぜそのとりまとめができて、我々に説明を受けたのちの質疑なり、意見交換、検討、当然、私も大木議員が言われるように今後の建築、運営については慎重に取り組むべきだという気持ちは同感でございますが、説明を受けて後に、町長としても自分の計画がまとまらないうちには出せないと思うんですが、計画がまとまってのちの、説明を受けたのちの、我々議会としての検討で、この決議の必要性は私はないと思うんですが。先ほど経過等もお話をされましたが、そういうことにならないために我々は議会の一員として、努めていかないといけないという気持ちも持っております。なぜ、12月議会、この場で発議をする必要があつたのか。再度質問をしたいと思ひます。

○8番（大木雄君） 3月に実施設計、言われるとおり我々全員認めて、今、設計がなされている途中だと伺っております。しかしながら、もう31年度の事業でございまして、3月には成果品が出るものと思ひます。その場合、説明を聞いてから、できたものに対して変更をかけるよりは、今の段階で我々議員の意見も聞いていただき、できるところはスリムにさせていただいて、納得のいく誰もが実施設計、成功にしていきたいという思いであります。

○議長（森永和夫君） 他にありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

大木雄議員、席にお戻りください。

これより、討論をおこないます。まず、決議に反対者の発言を許します。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史君） 私はこの決議に対して反対の立場で意見を述べさせていただきます。先ほどの質疑の中で林議員が言われましたように、大木議員が今回出された内容につきましては、おそらく全議員の方々が思いがあるんじゃないかなと思うんですけど、そういう決議文を原本を大木議員からいただいた時にどのような状況になっているかを行政部局に聞きに行きました。その時の回答では、運営協議委員会を開きながら、問題点を拾い上げ、その拾い上げた問題点をどのように対応していくか、それを順次積み重ねながら、住民にとっても町にとっても本当にいい施設にするべく努力をされておる。近く1月下旬には、出来上がった第1回目の修正案だと私は受け止めております。それが出来た時点で、全員協議会の中で行政側から全議員に説明をしていくと。説明した中でまた疑問点、変更点が出てきた場合には、また積み重ねて、それを慎重に審議しながら、大木議員が出されておる町民や訪れる人の憩いの場となるような施設にするべく対応していくというような返答をいただいております。そういう立場から考えた場合に、この決議を今の時点で出すというのは時期尚早だと思っておりますので、この決議に対しては反対をさせていただきます。

○議長（森永和夫君） 次に、決議に賛成者の発言を許します。

○4番（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保美博議員。

○4番（久保美博君） 発議第1号、新深山荘計画に対する決議について、賛成の立場で討論をおこないます。新深山荘建築について町民の方から、批判的な声を多く聞きます。オーベルジュの経営もうまくいってないのに、深山へホテルを建てるなんてとても考えられないという声、また近隣の市町において大木議員から報告がありましたように行政が手掛けたホテル、施設の売却とならないようにと心配されている声を多く聞きます。そうならないようにしっかりとした計画が必要であり、住みやすい、暮らしやすい、内子町となるようにつなげていくことが求められていると思います。こういった点を考えると皆様方の賛同を願い、以上で賛成討論と致します。

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。

これより、「発議第1号」の採決に入ります。「発議第1号 深山荘計画に対する決議について」に、賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） ただいまの採決の結果、可否同数であります。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。本案については、議長は「可決」と裁決致します。

日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（森永和夫君） 「日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、「議会の運営に関する事項及び

議長の諮問に関する事項」について、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定致しました。

日程第16 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（森永和夫君） 「日程第16 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

従って、各常任委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

ここで、稲本町長、ごあいさつをお願いします。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 令和元年12月内子町議会定例会閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。各議員におかれましては本定例会にご出席いただき、それぞれの案件につきまして適切なご判断をいただき、ありがとうございました。いただいたご意見も踏まえながら、今後執行してまいります。新深山荘の件につきましては、今まで一定、ご説明と一般質問等についてもお答えをさせていただいたところでございますが、現在、地元の皆さんも加わった協議会でさらに協議中であり、業者については設計中であります。来年1月下旬頃にはある程度整理ができるのではないかと考えておりますので、議員の皆さん方にご説明できるのではないかと思います。私は世の中に絶対というものはないと考えております。しかし、その可能性を信じ、挑戦していかねば地域経済が下降してしまいます。多くの皆さんに愛される施設、経営的にもやっつけられる施設を目指していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお祈りを申し上げます。年末を迎え、これから何かと慌ただしく、また、寒さも一段と厳しくなりますが、どうか健康には十分ご留意いただきまして、引き続き町政発展にご尽力賜りますよう、お祈りを申し上げます。本定例会閉会にあたりましてのご挨拶と致します。ありがとうございました。

○議長（森永和夫君） 以上をもって、令和元年12月第107回内子町議会定例会を閉会しま

す。

午後 4 時 0 0 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第107回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

1 議員提出議案

| 番号 | 件名 | 提出 年月日 | 議決 年月日 | 議決結果 |
|---------|------------------|---------------|---------------|------|
| 発議 1 | 新深山荘計画に対する決議について | 令和 1.12.13 | 令和 1.12.13 | 原案可決 |

2 町長提出議案

| 番号 | 件名 | 提出 年月日 | 議決 年月日 | 議決結果 |
|----------|--|--------------|---------------|------|
| 議案 56 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | 令和 1.12.5 | 令和 1.12.13 | 原案可決 |
| 議案 57 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | 令和 1.12.5 | 令和 1.12.13 | 原案可決 |
| 議案 58 | 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について | 令和 1.12.5 | 令和 1.12.13 | 原案可決 |
| 議案 59 | 内子町附属機関設置条例の制定について | 令和 1.12.5 | 令和 1.12.6 | 原案可決 |
| 議案 60 | 内子町附属機関設置条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | 令和 1.12.5 | 令和 1.12.6 | 原案可決 |
| 議案 61 | 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | 令和 1.12.5 | 令和 1.12.6 | 原案可決 |
| 議案 62 | 内子町認定こども園条例の制定について | 令和 1.12.5 | 令和 1.12.13 | 原案可決 |
| 議案 63 | 内子町下水道条例の一部を改正する条例について | 令和 1.12.5 | 令和 1.12.13 | 原案可決 |
| 議案 64 | 内子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について | 令和 1.12.5 | 令和 1.12.6 | 原案可決 |
| 議案 65 | 内子町誌編纂委員会設置条例を廃止する条例について | 令和 1.12.5 | 令和 1.12.6 | 原案可決 |

令和元年 12 月第 107 回内子町議会定例会

| | | | | |
|----------|----------------------------------|--------------|---------------|------|
| 議案 66 | 土地改良事業計画について | 令和 1.12.5 | 令和 1.12.13 | 原案可決 |
| 議案 67 | 平成31年度内子町一般会計補正予算（第4号）について | 令和 1.12.5 | 令和 1.12.13 | 原案可決 |
| 議案 68 | 平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について | 令和 1.12.5 | 令和 1.12.13 | 原案可決 |
| 議案 69 | 平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について | 令和 1.12.5 | 令和 1.12.13 | 原案可決 |
| 議案 70 | 平成31年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について | 令和 1.12.5 | 令和 1.12.13 | 原案可決 |
| 議案 71 | 内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について | 令和 1.12.5 | 令和 1.12.6 | 原案可決 |
| 議案 72 | 内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について | 令和 1.12.5 | 令和 1.12.6 | 原案可決 |
| 議案 73 | 内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について | 令和 1.12.5 | 令和 1.12.6 | 原案可決 |
| 議案 74 | 内子町教育委員会委員の任命について | 令和 1.12.5 | 令和 1.12.6 | 原案可決 |

3 請願、陳情

| 番号 | 件名 | 提出 年月日 | 議決 年月日 | 議決結果 |
|---------|-----------------------------------|--------------|---------------|-------------|
| 受理 2 | 国民健康保険税（料）を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める請願書 | 令和 1.12.5 | 令和 1.12.13 | 閉会中 継続審査 |

議員提出議案

発議第1号

新深山荘計画に対する決議について

新深山荘計画に対する決議を別紙のとおり、内子町議会会議規則第14条の規定により、提出する。

令和元年12月13日提出

提出者 内子町議会議員 大木 雄

賛成者 内子町議会議員 久保 美博

内子町議会議員 大西 啓介

(提案理由)

新深山荘計画について、適正な計画の執行及び町民への説明責任を果たすため決議を提出するものである。

(別紙)

新深山荘計画に対する決議

新深山荘計画については、平成31年3月議会予算決算常任委員会において、「町民の意見をもっと聞くべき」という委員からの質疑に対し、「極力、早い段階でなんらかの方法を取りたい」と答弁があったが、その対応が未だ十分に達成されておらず、多くの町民から各議員に対し、当事業の内容、特に事業費の妥当性について質問や否定的・批判的な意見が寄せられている。

普通交付税の減少など厳しい財政状況と人口減少が進む内子町にあって、将来に負のレガシーを残さないよう、以下の事項を履行するよう強く求める。

1. 新深山荘整備事業の執行にあたり、基本計画等、町民及び議会に対して適宜情報を開示し広く意見を求め、その反映に努めること。
2. マーケティング調査や集客プランの作成などを踏まえた事業計画を作成し、当該事業が内子町全体にどのような波及効果を生むのか、町民及び議会への説明責任を果たすこと。
3. 新深山荘の周辺環境や、現実的な収益計画に則った総事業費とすること、及び可能な限り、建築費等整備費用の削減努力をすること。
4. 小田深山の自然環境に配慮し、町民や訪れる人々の憩いの場となるよう、整備計画の見直しも含めて慎重に検討すること。
5. 町長は、議会との信頼関係を重んじ、この決議を最大限尊重するとともに、当決議に関する事後の状況、対応等を遅滞なく議会に報告すること。

以上、決議する。

令和元年12月13日

